資　料　提　供 令和８年 11 月 25 日	
課　　名：総務課 担　　当：松宮 内　　線：2220 直通電話：082-513-2233	課　　名：技術企画課 担　　当：野浜 内　　線：3852 直通電話：082-513-3859

虚偽文書作成事案解明調査チームによる調査結果について

１　要　旨

平成 30 年度以降の災害復旧事業に係る設計変更協議について、総務局・土木建築局合同の虚偽文書作成事案解明調査チーム（以下「調査チーム」という。）が実施した二次調査結果を報告するとともに、一次調査結果と二次調査結果を合わせた調査結果を報告する。

２　二次調査の実施内容について

⑴　二次調査

ア　調査目的

一次調査の結果を踏まえて決定した調査範囲における事実関係を調査し、調査範囲において不適正な設計変更協議が行われていた場合は、背景・要因等の調査及び分析を行い、一次調査で確認した背景・要因等と異なるものかどうかを確認する。

また、新たな背景・要因があった場合は、それも踏まえて再発防止策を策定する。

イ　調査範囲

平成 30 年度から令和６年度までに実施した災害復旧事業（公共事業）の中で設計変更協議が行われたもの

(ｱ)　土木建築局が実施した災害復旧事業（公共事業）

災害査定決定件数 4,172 件（事業）の中で、設計変更協議が行われた 570 件（事業）における設計変更理由（一次調査で調査した設計変更理由（協議録関係分）を除く）

(ｲ)　農林水産局が実施した災害復旧事業（公共事業）

災害査定決定件数７件（事業）の中で、設計変更協議が行われた３件（事業）における設計変更理由

ウ　調査方法

調査チームによる事実関係の調査のほか、第三者が参画する形で調査を実施

(ｱ)　設計変更理由の類型化

- 調査チームにおいて、二次調査範囲となる設計変更協議を変更理由別に整理（工事用道路や交通誘導警備員の追加、残土処分先の変更、実施単価更正（単価の時点修正）、違算訂正、応急対応に係る実績精算など）
- 変更理由別に虚偽文書作成の可能性を客観的に整理・分類し、第三者（弁護士）から意見を聴取の上、事実関係の調査方法等を決定

(ｲ)　事実関係の調査

調査チームにおいて、第三者（弁護士）の意見を踏まえ、次のとおり事実関係の調査を実施

- 工事台帳、工事設計書、施工計画書、工事内容変更通知書、工事打合せ簿その他の工事一件記録の調査（書面の突合による外形的調査）
- 設計変更協議に関与したと考えられる職員等へのヒアリング（外形的調査によって整合性が取れないと判断した事案の関係者等へのヒアリング）

(ｳ)　新たに不適正な設計変更協議があった場合の背景、要因の調査及び分析

第三者（弁護士）は、調査チームの調査結果を精査し、新たに判明した不適正な設計変更協議があった場合には、その背景・要因等を調査及び分析

(2)　調査チーム

・チームリーダー　山根副知事
・事務局　総務局総務課
・構成員　総務局、土木建築局

(3)　本件調査に参画していただいた第三者

・弁護士　片木　晴彦（広島総合法律会計事務所）
・弁護士　中田　憲悟（はばたき法律事務所）
・弁護士　大本　卓志（大本卓志法律事務所）

3　二次調査結果（事実関係の調査）

(1)　設計変更理由の内容の真偽に係る調査結果について

調査チームによる事実関係の調査結果及び調査資料を第三者（弁護士）へ提供し、第三者（弁護士）が必要と判断した追加調査を実施の上、第三者（弁護士）が設計変更理由の内容の真偽を判定

ア　二次調査における土木建築局の調査範囲に係る調査結果

(ｱ)　設計変更理由の類型化

土木建築局の二次調査範囲の設計変更協議について、表１のとおり、設計変更理由別に分類（１件（事業）に複数の設計変更理由があるものもあることから、設計変更理由別の件数は延べ1,156件となる。）

【表１　二次調査における設計変更理由の類型化（土木建築局）】

分類	内容（設計変更理由）		件数
水勢又は地形の変動	工法変更、数量変更等		0
誤測又は違算	数量変更等		45
物価の変動	実施単価更正		481
	応急対応に係る実績精算（出面精算）		65
	本復旧工事における大型土のうの実設置数量による変更（出面精算）		23
増破	数量変更等		1
その他これらに類する事由			
現地精査による	工法変更、数量変更等		233
	工事廃止（廃工）		7
残土処分地の変更による	残土処分費の変更		90
関係者（受注者）協議による	二次製品使用	受注者理由（型枠不足等）	37
		地元等理由（製作ヤード確保困難）	22
関係者（地元等）協議による	工法変更		14
	交通誘導警備員の追加		13
	工事用道路の変更		10
	工事廃止（廃工）		103
	延長増減		6
	合併施行		3
	用地補償費減		3
	合計		1,156

(ｲ)　二次調査における設計変更理由別の真偽判定結果

二次調査における設計変更理由別の真偽判定結果は、表２のとおり。

【表２　二次調査における設計変更理由別の真偽判定結果（土木建築局）】

設計変更理由	設計変更理由件数	設計変更理由の内容が事実である（○）	設計変更理由の内容が虚偽(※2)である（×）	真偽判定が困難(※3)である
工事廃止（廃工）	110	22	84	4
工法変更	247	239	4	4
根固めブロックの二次製品利用	59	44	6	9
工事用道路の追加・変更	10	6	4	
交通誘導警備員の追加	13	11	1	1
延長増減	6	5		1
合併施行	3	2	1	
その他	708	708		
合計	1,156(※1)	1,037	100	19

※１　１件の設計変更協議（事業）に複数の設計変更理由があるものもあることから、設計変更理由別の件数は延べ1,156件となる。

※２　故意又は錯誤に関わらず、事実ではないことが記載されたものを「虚偽」とする（以下の記載も同じ）。

※３　書面突合による外形的調査、職員等へのヒアリング、地元関係者からの聴き取りを実施したが、それでもなお真偽判定ができなかったもの（以下の記載も同じ）

(ｳ)　二次調査における設計変更協議の真偽判定結果

二次調査における設計変更協議570件（事業）（一次調査で調査した設計変更理由（協議録関係分）を除く）の真偽判定結果は、表３のとおり。

【表３　二次調査における設計変更協議の真偽判定結果（土木建築局）】

年度	県全体の災害発生件数（発災年度）	設計変更協議件数				
		県分全体（申請年度）	うち二次調査実施分	設計変更理由の内容が全て事実である（○）	設計変更理由の内容が一部（又は全て）虚偽である（×）	真偽判定が困難である
H30	2,523	8	8	8		
Ｒ１	93	76	75	72	3	
Ｒ２	347	118	117	113	3	1
Ｒ３	938	145	145	118	20	7
Ｒ４	76	101	101	43	57	1
Ｒ５	75	65	65	52	9	4
Ｒ６	120	57	57	54	3	
合計	4,172	570	568(※4)	460	95	13

※４　570件（事業）のうち２件（事業）は、一次調査において全ての設計変更理由を調査済み

１件の設計変更協議（事業）に複数の設計変更理由がある場合、全ての設計変更理由が事実であるものは「○」、１つでも設計変更理由が虚偽であるものは「×」として整理（以下の記載も同じ）

イ　二次調査における農林水産局の調査範囲に係る調査結果

設計変更協議が行われた３件（事業）について、全ての設計変更理由の内容が事実であると判定

なお、３件（事業）は全て、平成 30 年災に係る災害復旧事業に関して、令和２年度に設計変更協議が行われたものであり、関係者（地元等）協議を設計変更理由としたものはなかった。

⑵　二次調査における国費への影響額について（土木建築局）

二次調査における土木建築局の調査範囲である設計変更協議のうち、設計変更理由の内容が一部（又は全て）が虚偽である 95 件（事業）及び真偽判定が困難である 13 件（事業）について、国費への影響額を算出した。

算出に当たっては、次のような観点で、施工業者と交わす書類（工事打合せ簿や確認書等）等を改めて調査した。

・実際に災害査定後に現地等において状況変化があったのか

・実際の設計変更の内容や理由がどのようなものであったか

最初に、工事廃止により減額になる事案については、国費への影響額はないと判断した。

その他の事案については、査定後に状況変化があり、それに伴う設計変更の内容・理由が、本来、国との設計変更協議において同意を得られる内容・理由であると判断し、国費への影響額はないと判断した。

このような県の考え方については、当事者である県のみの考え方で整理するのは適当ではないと考え、一次調査と同様に学識経験者の方に意見を伺いながら整理した。

４　一次調査結果及び二次調査結果（土木建築局における事実関係の調査）

⑴　土木建築局における一次調査及び二次調査

平成 30 年度から令和６年度までに土木建築局が実施した災害復旧事業（査定決定件数 4,172 件）の中で設計変更協議が行われた 570 件（事業）について、次のとおり調査を実施した。

ア　一次調査の実施内容

協議録が添付された設計変更協議 80 件（事業）（設計変更理由の根拠資料として協議録が添付されたもの（設計変更理由の件数は 91 件））及びファイル名に「嘘」と付けられた協議録３件について、当時の担当者等への聴き取り調査や協議録に記載されている相手方への確認等を実施

イ　二次調査の実施内容

上記２⑴イ及びウのとおり

⑵　土木建築局の一次調査及び二次調査における真偽判定結果について

ア　一次調査における真偽判定結果

協議録が添付された設計変更協議 80 件（事業）のうち、61 件（事業）を虚偽の協議録と判定（61 件のうち、協議内容が事実でないもの 52 件、協議日等が事実ではないもの９件）

ファイル名に「嘘」と付けられた協議録３件については、いずれの協議録も内容は事実ではないが、災害査定及び設計変更協議では使用されなかったと判定

イ　二次調査における真偽判定結果

上記３⑴アのとおり

ウ　一次調査及び二次調査における設計変更協議の真偽判定結果

設計変更協議 570 件（事業）のうち、154 件（事業）について設計変更協議資料（協議録、設計変更理由等）を虚偽文書と判定（154 件のうち、内容が事実でないもの 145 件、協議日等が事実ではないもの９件）

【表４　設計変更協議の最終判定結果（土木建築局）】

区　分	一次調査及び二次調査を合わせた最終判定結果	一次調査における真偽判定結果
設計変更理由の内容が全て事実である（○）	403 件（事業）	19 件（事業）
設計変更理由の内容が一部（又は全て）虚偽である（×）	154 件（事業）(※5)	61 件（事業）
真偽判定が困難である	13 件（事業）	0 件（事業）
合　計	570 件（事業）	80 件（事業）

※５　設計変更理由の内容が一部（又は全て）虚偽であると判定した事案は、一次調査結果は 61 件（事業）、二次調査結果は 95 件（事業）であるが、一次調査結果及び二次調査結果のいずれも虚偽と判定したものが２件（事業）あるため、一次調査結果からの増加件数は 93 件（事業）（61 件＋95 件－２件＝154 件）

【表５　申請年度別の最終判定結果（土木建築局）】

年度	県全体の災害発生件数（発災年度）	設計変更協議件数			
		県分全体（申請年度）	設計変更理由の内容が全て事実である（○）	設計変更理由の内容が一部（又は全て）虚偽である（×）	真偽判定が困難である
H30	2,523	8	8		
Ｒ１	93	76	70	6	
Ｒ２	347	118	83	34	1
Ｒ３	938	145	94	44	7
Ｒ４	76	101	42	58	1
Ｒ５	75	65	52	9	4
Ｒ６	120	57	54	3	
合計	4,172	570	403	154	13

【表６　事務所別の最終判定結果（土木建築局）】

建設事務所	設計変更協議件数	設計変更理由の内容が全て事実である（○）	設計変更理由の内容が一部（又は全て）虚偽である（×）	真偽判定が困難である
01_西部(※6)	207	148	52	7
02_呉	79	34	41	4
03_廿日市	3	3		
04_安芸太田	16	16		
05_東広島	105	57	46	2
06_東部	25	24	1	
07_三原	95	85	10	
08_北部	13	11	2	
09_庄原	27	25	2	
合計	570	403	154	13

※６　工事個所が安芸高田市内（令和６年４月に、所管が西部建設事務所から北部建設事務所に変更）のものは、西部建設事務所分として集計

【表７　発災年度別の最終判定結果（土木建築局）】

発災年度	設計変更協議件数	設計変更理由の内容が全て事実である（○）	設計変更理由の内容が一部（又は全て）虚偽である（×）	真偽判定が困難である
H30	411	265	135	11
R1	2	2		
R2	15	12	3	
R3	126	108	16	2
R4	12	12		
R5	4	4		
R6				
合計	570	403	154	13

エ　一次調査及び二次調査における設計変更理由別の真偽判定結果（土木建築局）

設計変更理由別の真偽判定結果は、表８及び表９のとおり。

【表８　設計変更理由の最終判定結果（土木建築局）】

区　分	一次調査及び二次調査を合わせた最終判定結果	一次調査における真偽判定結果	二次調査における真偽判定結果
設計変更理由の内容が事実である（○）	1,057 件	20 件	1,037 件
設計変更理由の内容が虚偽である（×）	171 件	71 件	100 件
真偽判定が困難である	19 件	0 件	19 件
合　計	1,247 件（※7）	91 件	1,156 件

※7　１件の設計変更協議（事業）に複数の設計変更理由があるものもあることから、設計変更理由別の件数は延べ1,247 件となる。

【表９　設計変更理由別の最終判定結果（土木建築局）】

設計変更理由	設計変更理由件数	設計変更理由の内容が事実である（○）	設計変更理由の内容が虚偽である（×）	真偽判定が困難である
工事廃止（廃工）	129	29	96	4
工法変更	268	245	19	4
根固めブロックの二次製品利用	69	46	14	9
工事用道路の追加・変更	19	6	13	
交通誘導警備員の追加	26	14	11	1
延長増減	8	5	2	1
合併施行	3	2	1	
その他	725	710	15	
合　計	1,247（※8）	1,057	171	19

※8　１件の設計変更協議（事業）に複数の設計変更理由があるものもあることから、設計変更理由別の件数は延べ1,247 件となる。

５　一次調査結果及び二次調査結果（土木建築局における背景・要因等の分析）

第三者（弁護士）から、背景・動機・要因について、令和８年 10 月 30 日付けで報告を受けた（別紙二次調査報告書（概要版）参照）。

【第三者による背景・要因等の分析】

平成３０年災という未曽有の大規模災害からの復旧・復興に向けた対応等により職員が担う業務量が増加するなどの背景の中で、業務過多・時間的制約、技術企画課の指導・指示・示唆、工事完了目標期限内に工事を終わらせなければいけないというプレッシャーを感じたことなどの動機により、設計変更協議において国の同意を得るために、虚偽の協議録や設計変更協議資料などの虚偽文書の作成に及んだことが認められた。

そして、多数の虚偽文書が作成されることとなった要因としては、設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと、土木建築局の職員にコンプライアンスに関する意識が浸透していなかったこと、組織としてのチェック機能が働いていなかったことに加え、四点目として、組織として適切な打開策の検討ができていなかったこと（特に廃工事案において顕著である。）を要因として指摘した。

６　再発防止策について

一次調査結果及び二次調査結果において指摘された要因等を踏まえた再発防止策を策定し、可能なものから順次取り組む。

(1)　要因１「設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと」に対する再発防止策

ア　災害復旧事業における決裁ルールの策定

・　国との設計変更協議の内容について、建設事務所の担当課長等が確認し建設事務所長の決裁を受けた上で、技術企画課に提出するようルールを策定し建設事務所等へ通知【令和８年３月実施】

イ　災害復旧事業における事務ルールの策定及び基本ルールの周知徹底

・　上記アの通知に合わせて、次の事項を建設事務所等へ通知【令和８年３月実施】

- 残土処分場において受入不可等となる場合を想定した処分ルールを策定
- 進行管理において課題や手続きの進捗状況等を把握・共有することを改めて周知徹底
- 設計変更協議は協議対象の工事着手前や工事完了前までに申し出を行うこと、民地等を借用する場合は査定までに土地所有者と協議を行い了承を得ることなど、基本ルールを改めて周知徹底

(2)　要因２「土木建築局の職員にコンプライアンスに関する知識及び意識が浸透していなかったこと」に対する再発防止策

ア　コンプライアンス研修の見直し

・　新たに外部講師による土木建築局管理職員を対象としたコンプライアンス研修を実施【令和８年６月実施】

・　これまで実施してきた初任者及び管理職員に対するコンプライアンス研修（公務員倫理）に加え、監督職（ＧＬ・係長）に対する研修を実施【令和８年７月実施】

・　令和６年度から実施している全庁職員を対象としたコンプライアンス研修の内容について、外部講師の意見や広島県コンプライアンス基本方針を踏まえた見直しを実施【令和８年 10 月実施】

・　平成 25 年度から土木建築局において実施しているコンプライアンス研修についても、外部講師の意見等を踏まえて見直し

イ　コンプライアンス関連情報の発信強化

・　職員ポータルの掲載方法の見直し、内部統制評価報告書の概要版の作成など、コンプライアンスに関する情報に対する職員の認識度を高めるための取組を実施【令和８年４月実施】

ウ　広島県コンプライアンス基本方針の策定

・　職員の自律的な実践を促すとともに、組織として職員が適切に行動できる環境整備に取り組むことを宣言する「広島県コンプライアンス基本方針」を策定するとともに、基本方針を踏まえた取組を実施【令和８年８月実施】

エ　コンプライアンス意識の浸透

・　職員における基本方針の定着等を図るため、目標管理において、コンプライアンスに係る取組状況の記載を促すことによる職員自身の振り返りの機会確保【令和８年９月実施】

・　基本方針を踏まえた取組の実施状況、コンプライアンスに係る職員の意識調査の結果の分析等に基づき、より適切なコンプライアンス推進体制を検討

⑶　要因３「組織としてのチェック機能が働いていなかったこと」に対する再発防止策

ア　役割分担の明確化等の徹底

・　不適正な事務処理の点検結果を踏まえた再発防止策（職位等による役割分担の明確化、チェック項目の標準化、適切な情報共有）を再度周知【令和８年３月実施】

イ　不適正な事務処理の防止

・　上記アの通知に合わせて、文書管理システム等の使用促進を再度周知【令和８年３月実施】

⑷　要因４「組織として適切な打開策の検討ができていなかったこと」に対する再発防止策

ア　大規模災害時の的確な状況把握【今回追加】

・　通常時とは異なる対応が必要となる大規模災害時において、土木建築局内での早期の進捗状況や課題などの共有に加え、課題に対する迅速かつ適切な打開策の検討など、進行管理を確実に実施できるよう土木建築事業進行管理実施要領を改定

イ　災害復旧事業の制度理解の促進【今回追加】

・　円滑な災害復旧事業の実施に向け、発災直後から事業完了までの一連の災害復旧事業に関する制度とその運用について、職員の理解を深めるため、国土交通省職員を講師に招き、災害復旧事業に関する研修を実施

ウ　健全な職場環境・組織風土の構築に向けた取組の実施

・広島県コンプライアンス基本方針において提示する「健全な職場環境・組織風土の構築」に向け、心理的安全性が確保された職場環境づくりに資する研修等の取組を実施

別　紙

○　設計変更協議に係る箇所別判定状況（一次調査結果及び二次調査結果）

（１）土木建築局の設計変更協議 570 件（事業）

表中の判定欄について、設計変更理由の内容が全て事実であるものを「○」、一部又は全てが虚偽であるものを「×」、内容は事実であるが、協議日等が事実でないものを「×②」、真偽判定が困難であるものを「△」、調査を実施していないものを「―」と記載している。

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
1	H31.3.14	H30 災 1 号	榎川	工種の削除等	―	○	○
2	H31.3.14	H30 災 3784 号	坂小屋浦線	崩土撤去運搬作業における歩掛の変更等	―	○	○
3	H31.3.14	H30 災 3950 号	瀬野川	残土処分方法等の確定	―	○	○
4	H31.3.14	H30 災 4273 号	総頭川	崩土撤去運搬作業における歩掛の変更等	―	○	○
5	R1.12.24	H30 災 1813 号	二河川	工種の削除等	―	○	○
6	R2.1.6	H30 災 2676 号	ひよき川	重力式擁壁の追加等	―	○	○
7	R2.3.5	H30 災 175 号	榎川	実績変更による設計の変更	―	○	○
8	R2.3.5	H30 災 177 号	上宮町新地線	実績変更による設計の変更	―	○	○
9	R2.3.5	H30 災 3068 号	道上川	構造物取壊し工・処分工の追加等	―	○	○
10	R2.3.5	H30 災 3350 号	道上川	工種の削除等	―	○	○
11	R2.3.17	H30 災 1843 号	長谷川及び支川	合併施行等	―	×	×
12	R2.3.17	H30 災 4267 号	畑賀川	掘削土の選別作業及び投棄料の追加	―	○	○
13	R2.12.17	H30 災 1461 号	二河川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
14	R2.12.17	H30 災 2699 号	呉地川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
15	R2.12.17	H30 災 4289 号	根谷川	工事用道路工の変更	×	―	×
				実施単価更正	―	○	
16	R2.12.22	H30 災 4264 号	瀬野川	二次製品の使用等	―	○	○
17	R2.12.22	H30 災 4290 号	榎山川	二次製品の使用等	―	×	×
18	R3.1.5	H30 災 1198 号	湯坂川及支川	合併施行等	―	○	○
19	R3.1.5	H30 災 3367 号	山倉川	工事用道路の追加	×	―	×
				実施単価更正	―	○	
20	R3.1.5	H30 災 4263 号	瀬野川	詳細測量の結果による変更等	―	○	○
21	R3.1.5	H30 災 4272 号	熊野川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
22	R3.1.5	H30 災 5064 号	熊野川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
23	R3.1.14	H30 災 2145 号	高須川	部分廃工	○	―	○
				実施単価更正	―	○	
24	R3.1.14	H30 災 3924 号	麻下川	部分廃工	×	―	×
				実施単価更正	―	○	
25	R3.1.14	H30 災 5058 号	瀬野川	二次製品の使用	○	―	○
				発生土の処分先地の変更等	―	○	
26	R3.1.15	H30 災 4635 号	湯坂川及支川	施工機械の変更・材料等の小運搬の計上等	×	―	×
				実施単価更正	―	○	
27	R3.1.26	H30 災 2127 号	熊野川	部分廃工等	―	○	○
28	R3.1.27	H30 災 3337 号	瀬野川	違算訂正に係る変更等	―	○	○
29	R3.1.27	H30 災 3782 号	天地川	交通誘導警備員の追加	×	―	×
				実施単価更正	―	○	
30	R3.1.29	H30 災 1476 号	三谷川（熊野）	階段工・取水施設の追加等	―	○	○
31	R3.1.29	H30 災 3896 号	熊野川	仮設工の変更等	×	―	×
				ｺﾝｸﾘｰﾄ殻の処分先地に係る変更等	―	○	
32	R3.1.29	H30 災 3898 号	熊野川	二次製品の使用等	×	―	×
				発生土の処分先地の変更等	―	○	
33	R3.2.1	H30 災 4295 号	府中大川	仮設工の追加	×	―	

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
				部分廃工等	—	○	×
34	R3.2.1	R1 災 23 号	吉山川	修正設計の結果による断面構造の変更等	—	○	○
35	R3.2.5	H30 災 3895 号	瀬野川	二次製品の使用	×	—	×
				仮設工の変更等	—	×	
36	R3.2.10	H30 災 3936 号	天地川	部分廃工	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
37	R3.2.10	H30 災 3937 号	天地川	部分廃工等	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
38	R3.2.16	H30 災 5062 号	熊野川	部分廃工等	×	—	×
				発生土の処分先地の変更等	—	○	
39	R3.2.17	H30 災 3775 号	榎山川	部分廃工等	—	○	○
40	R3.2.17	H30 災 5085 号	関川	二次製品の使用	○	—	○
				違算訂正等	—	○	
41	R3.2.25	H30 災 3928 号	影浦川	部分廃工等	—	○	○
42	R3.2.26	H30 災 5091 号	畑賀川	根固め工の変更	×	—	×
				詳細測量の結果による変更等	—	○	
43	R2.3.3	R2 災 54 号	府中大川	仮設工の追加	×	—	×
44	R3.9.1	H30 災 4596 号	熊野川	二次製品の使用	—	○	○
45	R3.10.25	H30 災 3756 号	熊野川	発生土及びｺﾝｸﾘｰﾄ殻の処分先地の変更	—	○	○
46	R3.10.25	H30 災 4269 号	熊野川	交通誘導警備員の追加	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
47	R3.10.26	H30 災 1480 号	湯坂川及支川	施工機械の変更に伴う工法変更	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
48	R3.10.26	H30 災 1481 号	湯坂川及支川	施工機械の変更に伴う工法変更	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
49	R3.10.26	H30 災 3953 号	湯坂川及支川	施工機械の変更に伴う工法変更	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
50	R3.10.26	H30 災 4258 号	瀬野川	交通誘導警備員の追加	×	—	×
				発生土の処分先地の変更	—	○	
51	R3.10.26	H30 災 5056 号	瀬野川	交通誘導警備員の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
52	R3.10.29	H30 災 3336 号	瀬野川	発生土及びｺﾝｸﾘｰﾄ殻の処分先地の変更等	—	○	○
53	R3.10.29	H30 災 4599 号	熊野川	発生土の処分先地に係る変更等	—	○	○
54	R3.11.8	H30 災 3934 号	水谷川	二次製品の利用等	—	○	○
55	R3.11.8	H30 災 4268 号	熊野川	交通誘導警備員の追加	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
56	R3.11.8	H30 災 5086 号	関川	詳細測量の結果による変更等	—	○	○
57	R3.11.15	H30 災 1477 号	深原川	発生土の処分先地の変更等	—	○	○
58	R3.11.15	H30 災 2157 号	熊野川	発生土の処分先地の変更等	—	○	○
59	R3.11.15	H30 災 3734 号	道上川	発生土の処分先地の変更等	—	○	○
60	R3.11.26	H30 災 2156 号	東海田広島線	工法変更及び追加等	○	—	○
				発生土の処分先地の変更等	—	○	
61	R3.11.26	H30 災 4594 号	熊野川	工事用道路の変更等	×	—	×
				発生土の処分先地の変更等	—	○	
62	R3.12.2	H30 災 1824 号	三篠川	部分廃工	—	○	○
63	R3.12.2	H30 災 2681 号	木下川	部分廃工	×	—	×
				合併施行	—	○	
64	R3.12.8	H30 災 2678 号	伏付川	発生土及びｺﾝｸﾘｰﾄ殻の処分先地の変更等	—	○	○
65	R3.12.14	H30 災 5087 号	関川	詳細測量の結果による変更等	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
66	R3.12.23	H30 災 4626 号	天地川	工事終点の変更等	×	—	×
				部分廃工等	—	○	
67	R3.12.23	H30 災 5097 号	道上川	発生土の処分先地の変更等	—	○	○
68	R3.12.24	H30 災 5092 号	大藤川	石の運搬・処分の追加等	—	○	○
69	R4.1.25	H30 災 2141 号	西方地川	二次製品の使用等	—	△	△
70	R4.1.25	H30 災 3348 号	寺東川	詳細測量の結果による変更等	—	○	○
71	R4.1.25	H30 災 3772 号	榎山川	二次製品の使用等	—	○	○
72	R4.1.25	H30 災 3777 号	立石川	二次製品の使用等	—	△	△
73	R4.1.25	H30 災 3778 号	立石川	二次製品の使用等	—	△	△
74	R4.1.25	H30 災 3892 号	瀬野川	発生土の処分先地の変更等	—	○	○
75	R4.1.25	H30 災 3893 号	畑賀川	二次製品の使用等	—	△	△
76	R4.1.25	H30 災 3920 号	河津川	部分廃工等	—	○	○
77	R4.1.25	H30 災 3921 号	河津川	部分廃工等	—	×	×
78	R4.1.25	H30 災 4294 号	西宗尾川	二次製品の使用等	—	△	△
79	R4.1.25	H30 災 4650 号	山王川	部分廃工等	—	×	×
80	R4.1.25	H30 災 5063 号	熊野川	部分廃工等	—	×	×
81	R4.1.25	H30 災 5089 号	矢口川	詳細測量の結果による変更等	—	○	○
82	R4.1.25	R2 災 53 号	諸木川	部分廃工等	—	×	×
83	R4.2.3	H30 災 2683 号	西ノ谷川支川	部分廃工	○	—	○
				部分廃工等	—	○	
84	R4.2.3	H30 災 3728 号	大元谷川	部分廃工等	—	○	○
85	R4.2.3	H30 災 3757 号	熊野川	部分廃工等	—	×	×
86	R4.2.3	H30 災 4261 号	瀬野川	二次製品の使用等	—	○	○
87	R4.2.3	H30 災 4292 号	押出川	部分廃工等	—	×	×
88	R4.2.3	H30 災 4598 号	熊野川	詳細測量の結果による変更等	—	○	○
89	R4.2.3	H30 災 4618 号	畑賀川	部分廃工等	—	×	×
90	R4.2.3	H30 災 5057 号	瀬野川	交通誘導警備員の追加	×②	—	×
				二次製品の使用等	—	○	
91	R4.2.3	H30 災 5058 号	瀬野川	交通誘導警備員の追加	×	—	×
				二次製品の使用等	—	○	
92	R4.2.3	H30 災 5059 号	瀬野川	交通誘導警備員の追加	×②	—	×
				部分廃工等	—	○	
93	R4.2.3	H30 災 5099 号	明神川	合併施行等	—	○	○
94	R4.2.3	R2 災 94 号	瀬野川	修正設計の結果による断面構造の変更等	—	○	○
95	R4.2.3	R2 災 95 号	瀬野川	修正設計の結果による断面構造の変更等	—	○	○
96	R4.2.3	R3 災 1665 号	御幸川	潮間作業の施工実績による減額	—	○	○
97	R4.2.7	H30 災 3933 号	水谷川	部分廃工等	—	△	△
98	R4.2.7	H30 災 4597 号	熊野川	発生土及びｺﾝｸﾘｰﾄ殻の処分先地の変更等	—	○	○
99	R4.2.15	H30 災 4293 号	立石川	交通誘導警備員の追加	×	—	×
				部分廃工等	—	×	
100	R4.2.15	H30 災 5098 号	総頭川	部分廃工等	—	×	×
101	R4.7.19	H30 災 3774 号	榎山川	部分廃工	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
102	R4.10.26	H30 災 1826 号	三篠川	詳細設計による仮設計画の変更等	—	○	○
103	R4.10.26	H30 災 2681 号	木下川	工法及び断面の変更	—	×	×
104	R4.12.2	H30 災 4609 号	河津川	推定岩盤線の変更等	—	○	○
105	R5.1.10	H30 災 5093 号	海上川	二次製品の使用等	—	○	○
106	R5.1.10	R2 災 124 号	三谷川（熊野）	二次製品の使用等	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
107	R5.2.27	H30 災 1827 号	三篠川	復旧延長の減等	—	○	○
108	R5.2.27	H30 災 3053 号	瀬野川	実施単価更正	—	○	○
109	R5.2.27	H30 災 3348 号	寺東川	部分廃工	—	○	○
110	R5.2.27	H30 災 3728 号	大元谷川	交通誘導警備員の追加	—	○	○
111	R5.2.27	H30 災 3777 号	立石川	部分廃工	—	×	×
112	R5.2.27	H30 災 4260 号	瀬野川	二次製品の使用等	—	○	○
113	R5.2.27	H30 災 4291 号	榎山川	二次製品の使用等	—	○	○
114	R5.2.27	H30 災 4293 号	立石川	部分廃工等	—	×	×
115	R5.2.27	H30 災 4610 号	麻下川	部分廃工等	—	×	×
116	R5.2.27	H30 災 4619 号	矢野川	部分廃工等	—	×	×
117	R5.2.27	H30 災 4649 号	麻下川	部分廃工等	—	×	×
118	R5.2.27	H30 災 5091 号	畑賀川	部分廃工等	—	○	○
119	R5.2.27	R2 災 93 号	瀬野川	二次製品の使用等	—	○	○
120	R5.2.27	R3 災 1916 号	熊野川	二次製品の使用等	—	○	○
121	R5.3.6	H30 災 3060 号	三迫川左支川	断面構造の変更	—	○	○
122	R5.3.6	H30 災 3780 号	深洞川	部分廃工	—	○	○
123	R5.3.6	H30 災 3931 号	為角川	部分廃工等	—	×	×
124	R5.3.6	H30 災 4265 号	瀬野川	仮設工の変更等	—	×	×
125	R5.3.6	H30 災 4292 号	押出川	部分廃工等	—	×	×
126	R5.3.6	H30 災 5094 号	西方地川	部分廃工等	—	×	×
127	R5.8.1	R3 災 18 号	畑賀川	交通誘導警備員の追加	—	○	○
128	R5.8.10	R2 災 87 号	瀬野川	工事用道路に係る変更等	—	○	○
129	R5.8.10	R3 災 962 号	三篠川	実施単価更正	—	○	○
130	R5.8.10	R3 災 1013 号	西山本川	実施単価更正	—	○	○
131	R5.10.10	R2 災 88 号	熊野川	残土処分先の変更	—	○	○
132	R5.10.10	R4 災 49 号	水内川	実施単価更正	—	○	○
133	R5.10.10	R4 災 53 号	木末川	実施単価更正	—	○	○
134	R5.10.10	R4 災 61 号	水内川	実施単価更正	—	○	○
135	R5.11.30	R2 災 130 号	国道 487 号	用地取得困難による用地費の減等	—	○	○
136	R5.11.30	R3 災 22 号	唐谷川	交通誘導警備員の追加等	—	○	○
137	R5.11.30	R3 災 23 号	奥之谷川	交通誘導警備員の追加等	—	△	△
138	R6.2.29	R3 災 1694 号	下川	二次製品の使用等	—	○	○
139	R6.2.29	R3 災 1696 号	木下川	部分廃工等	—	×	×
140	R6.2.29	R3 災 1863 号	下川	二次製品の使用等	—	○	○
141	R6.2.29	R4 災 51 号	八幡川	湧水対策に伴う護岸工の変更等	—	○	○
142	R6.2.29	R4 災 60 号	水内川	二次製品の使用等	—	○	○
143	R6.2.29	R4 災 69 号	石風呂切串線	違算訂正等	—	○	○
144	R6.6.11	R3 災 969 号	湯坂川	実施単価更正	—	○	○
145	R6.12.6	R3 災 991 号	東谷川	部分廃工等	—	○	○
146	R6.12.6	R4 災 55 号	水内川	実施単価更正	—	○	○
147	R6.12.6	R5 災 58 号	本浦川	実施単価更正	—	○	○
148	R7.2.7	R3 災 1005 号	笹原川	部分廃工等	—	×	×
149	R7.2.7	R3 災 1006 号	笹原川	詳細測量の結果に係る変更等	—	○	○
150	R2.3.5	H30 災 563 号	野呂川	残土処分先の変更	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
151	R2.3.5	H30 災 4329 号	急傾斜大地蔵地区	鉄筋挿入工の追加等	—	○	○
152	R2.3.5	H30 災 4664 号	黒瀬川	残土処分先の変更等	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
153	R2.3.5	H30 災 5117 号	野呂川	残土処分先の変更	×	—	×
154	R2.3.17	H30 災 1854 号	焼山吉浦線	路側擁壁の工法変更等	—	○	○
155	R2.3.17	H30 災 2718 号	宮野口瀬戸線	土留擁壁の工法変更等	—	○	○
156	R2.3.17	H30 災 5143 号	広仁方停車場線	残土処分先の変更	×	—	×
				鉄筋挿入工の追加等	—	○	
157	R3.1.5	H30 災 3954 号	二河川	護岸構造の変更	×②	—	×
				実施単価更正	—	○	
158	R3.1.15	H30 災 562 号	野呂川	残土処分先の変更等	—	○	○
159	R3.1.21	H30 災 1205 号	野呂川	残土処分先の変更	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
160	R3.1.26	H30 災 810 号	大崎下島循環線	施工方法の変更	×②	—	×
				実施単価更正	—	○	
161	R3.1.26	H30 災 1203 号	野呂川ダム	残土処分先の変更	×	—	×
				実施測量等の結果による数量の変更	—	○	
162	R3.1.26	H30 災 1489 号	大崎下島循環線	施工方法の変更	×②	—	×
				実施単価更正	—	○	
163	R3.1.26	H30 災 2721 号	大崎下島循環線	施工方法の変更	×②	—	×
				実施単価更正	—	○	
164	R3.1.27	H30 災 180 号	砂防長谷川(倉橋)	部分廃工	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
165	R3.1.27	H30 災 3072 号	砂防海越川	未調査区間の追加等	—	○	○
166	R3.1.27	H30 災 4654 号	黒瀬川	残土処分先の変更等	—	○	○
167	R3.1.29	H30 災 5156 号	国道 375 号	仮設用仮道の工法変更	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
168	R3.2.1	H30 災 3374 号	砂防名川	工事用道路の変更等	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
169	R3.2.1	H30 災 4676 号	呉環状線	部分廃工	○	—	○
				発生材の搬出場所の確定に係る変更等	—	○	
170	R3.2.10	H30 災 4667 号	砂防大屋大川	部分廃工	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
171	R3.2.17	H30 災 5123 号	黒瀬川	工種の追加	×②	—	×
				詳細調査の結果に伴う施工機械の変更等	—	○	
172	R3.2.19	H30 災 5140 号	砂防段原川	詳細測量の結果による断面の変更等	—	○	○
173	R3.2.22	H30 災 803 号	砂防江の川	根固め工の取り止め	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
174	R3.3.5	H30 災 796 号	二河川	仮設土留工の追加	×②	—	×
				実施単価更正	—	○	
175	R3.3.5	H30 災 4320 号	呉環状線	施工方法の変更	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
176	R3.3.5	H30 災 5153 号	矢野安浦線	残土処分先の変更	×	—	×
				堆積崩土の撤去に係る変更等	—	○	
177	R3.3.5	H30 災 5582 号	黒瀬川	残土処分先の変更等	×	—	×
				落差工の構造に係る変更等	—	○	
178	R3.6.7	H30 災 5125 号	砂防石休川	工事用道路工の延長の変更等	—	○	○
179	R3.9.28	H30 災 5115 号	黒瀬川	二次製品の使用	×	—	×
				落差工の構造に係る変更等	—	○	
180	R3.9.28	H30 災 5122 号	黒瀬川	残土処分先の変更等	×	—	×
				落差工の構造に係る変更等	—	○	
181	R3.10.22	H30 災 5116 号	黒瀬川	残土処分先の変更	×	—	

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
				落差工の構造に係る変更等	—	○	×
182	R3.10.25	R2 災 136 号	砂防中畑川	二次製品の使用	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
183	R3.11.25	H30 災 4666 号	砂防石休川	部分廃工	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
184	R3.11.25	H30 災 5126 号	砂防船石川	部分廃工	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
185	R3.12.2	H30 災 798 号	野呂川	残土処分先の変更	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
186	R4.1.25	H30 災 12 号	砂防久筋川	部分廃工等	—	×	×
187	R4.1.25	H30 災 95 号	砂防西須川	部分廃工等	—	×	×
188	R4.1.25	H30 災 800 号	野呂川	二次製品の使用等	—	×	×
189	R4.1.25	H30 災 1484 号	野呂川	二次製品の使用等	—	×	×
190	R4.1.25	H30 災 1486 号	砂防久筋川	部分廃工等	—	×	×
191	R4.1.25	H30 災 4674 号	砂防荒采川	部分廃工等	—	○	○
192	R4.2.3	H30 災 4655 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
193	R4.2.3	H30 災 4656 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
194	R4.2.3	H30 災 4657 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
195	R4.2.3	H30 災 4658 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
196	R4.2.3	H30 災 5128 号	砂防重生中央川	部分廃工等	—	×	×
197	R4.2.3	H30 災 5131 号	砂防西宇渡東川	部分廃工等	—	×	×
198	R4.2.7	H30 災 2167 号	呉環状線（橋梁）	下部工形式の変更等	—	○	○
199	R4.2.7	H30 災 4307 号	野呂川	作業機械等の小型化への変更等	—	○	○
200	R4.2.7	H30 災 4308 号	砂防東両谷川	部分廃工等	—	△	△
201	R4.2.7	H30 災 4653 号	二河川	残土処分先の変更等	—	○	○
202	R4.2.15	H30 災 1852 号	砂防原畑川	残土処分先の変更等	—	○	○
203	R4.2.15	H30 災 4659 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
204	R4.2.15	H30 災 4660 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
205	R4.2.15	H30 災 4661 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
206	R4.2.15	H30 災 5118 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
207	R4.2.15	H30 災 5119 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
208	R4.2.15	H30 災 5120 号	高野川	残土処分先の変更等	—	○	○
209	R4.2.15	H30 災 5134 号	砂防光木川	部分廃工等	—	×	×
210	R4.12.16	R3 災 1656 号	県道中大迫清田線	法面工及び排水構造物工のとりやめ等	—	×	×
211	R5.1.10	H30 災 4685 号	砂防太田川	掘削土の土質不良による土工数量の変更	—	○	○
212	R5.2.27	H30 災 96 号	砂防西須川	部分廃工等	—	×	×
213	R5.3.6	H30 災 4316 号	砂防大白明川	部分廃工等	—	×	×
214	R5.3.6	H30 災 5120 号	高野川	合併施行等	—	○	○
215	R5.3.6	H30 災 5128 号	砂防重生中央川	部分廃工等	—	×	×
216	R5.3.6	H30 災 5129 号	砂防大谷川	部分廃工等	—	×	×
217	R5.3.6	H30 災 5132 号	砂防中畑川	残土処分先の変更	×	—	×
				護岸構造の変更等	—	○	
218	R5.3.6	H30 災 5133 号	砂防中畑川	残土処分先の変更等	—	○	○
219	R5.3.6	H30 災 5135 号	砂防中畑川	部分廃工等	—	×	×
220	R5.3.6	H30 災 5136 号	砂防大谷川支川	部分廃工等	—	×	×
221	R5.3.6	H30 災 5139 号	砂防小浜川	部分廃工等	—	△	△
222	R5.3.6	H30 災 5142 号	砂防大谷川支川	部分廃工等	—	×	×
223	R5.3.6	R3 災 42 号	砂防名川	仮設工の変更等	—	×	×

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
224	R6.2.29	H30 災 5140 号	砂防段原川	地元協議に結果による単価の変更等	—	△	△
225	R6.2.29	H30 災 5141 号	砂防段原川	工事用道路の位置変更等	—	△	△
226	R6.2.29	R3 災 1649 号	砂防荒采川	処分先の確定に伴う運搬費等の変更等	—	○	○
227	R6.2.29	R3 災 1707 号	黒瀬川	土質の変更による護岸工に係る変更等	—	○	○
228	R6.2.29	R4 災 70 号	二河川	実施単価更正	—	○	○
229	R2.3.5	H30 災 103 号	虫道廿日市線	用地費及び補償費の削除等	—	○	○
230	R5.8.10	R4 災 96 号	砂防神宮川	護岸基礎工の天端高の変更等	—	○	○
231	R6.12.6	R4 災 95 号	砂防大才川	用地費及び補償費の皆減	—	○	○
232	R4.1.6	R2 災 148 号	国道 433 号	法枠内の工法変更等	—	○	○
233	R4.12.2	R3 災 1842 号	今福芸北線	路側擁壁の構造変更等	—	○	○
234	R5.2.27	R3 災 1708 号	大佐川	二次製品の使用等	—	○	○
235	R5.2.27	R3 災 1709 号	大佐川	二次製品の使用等	—	○	○
236	R5.2.27	R3 災 1770 号	冠川	護岸構造の変更	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
237	R5.3.6	R3 災 1741 号	吉木川	実施単価更正	—	○	○
238	R5.3.6	R3 災 1761 号	出原川	実施単価更正	—	○	○
239	R5.3.6	R3 災 1762 号	出原川	実施単価更正	—	○	○
240	R5.3.6	R3 災 1797 号	出原川	実施単価更正	—	○	○
241	R5.3.6	R3 災 1841 号	国道 433 号	路側擁壁の構造変更等	—	○	○
242	R5.12.13	R3 災 1738 号	吉木川	実施単価更正	—	○	○
243	R5.12.13	R3 災 1758 号	出原川	実施単価更正	—	○	○
244	R5.12.13	R3 災 1777 号	吉木川	実施単価更正	—	○	○
245	R6.2.29	R3 災 1747 号	吉木川	現場条件の変更による護岸構造の変更等	—	○	○
246	R6.2.29	R3 災 1808 号	砂防根ノ谷川	部分廃工等	—	○	○
247	R7.2.7	R3 災 1737 号	吉木川	大型ブロック積工への変更等	—	○	○
248	R2.3.5	H30 災 569 号	黒瀬川	現地条件による工法変更等	—	○	○
249	R2.3.5	H30 災 579 号	三原竹原線	土留工の計上等	—	○	○
250	R2.3.5	H30 災 5219 号	小多田安浦線	合併施行等	—	○	○
251	R2.3.17	H30 災 4741 号	国道 432 号	現場条件による工法変更等	—	○	○
252	R2.8.21	H30 災 2110 号	高野川	実施単価更正	—	○	○
253	R2.10.16	H30 災 4733 号	高野川	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工等の追加等	—	○	○
254	R2.10.26	H30 災 3106 号	古河川	二次製品の使用等	—	○	○
255	R2.10.26	H30 災 4702 号	古河川	二次製品の使用等	—	○	○
256	R2.10.26	H30 災 4744 号	古河川	二次製品の使用等	—	○	○
257	R2.11.19	H30 災 4336 号	冠川	二次製品の使用	—	○	○
258	R2.12.15	H30 災 2181 号	猿田川	合併施行	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
259	R3.1.14	H30 災 1491 号	田万里川	部分廃工等	—	△	△
260	R3.1.15	H30 災 818 号	三津大川	実施単価更正	—	○	○
261	R3.1.19	H30 災 4710 号	本川	障害物除去にかかる経費の追加等	—	○	○
262	R3.1.21	H30 災 5187 号	椋梨川	部分廃工	×②	—	×
				発生土を処分から公共工事間流用に変更等	—	○	
263	R3.1.26	H30 災 5232 号	津江八本松線	詳細調査等に伴う断面の変更等	—	○	○
264	R3.1.27	H30 災 5200 号	椋梨川	発生土を処分から工事間流用に変更等	—	○	○
265	R3.2.8	H30 災 5215 号	下三永吉川線	詳細調査等に伴う断面の変更	○	—	○
				実施単価更正	—	○	
266	R3.10.15	H30 災 815 号	田万里川	大型土のうの実設置数量への変更等	—	○	○
267	R3.10.15	H30 災 1490 号	田万里川	大型土のうの実設置数量への変更等	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
268	R3.10.15	H30 災 2744 号	木谷郷川	大型土のうの実設置数量への変更等	―	○	○
269	R3.10.15	H30 災 3820 号	砂防蚊無川	大型土のうの実設置数量への変更等	―	○	○
270	R3.10.15	H30 災 3988 号	砂防太田川	大型土のうの実設置数量への変更等	―	○	○
271	R3.10.15	H30 災 5213 号	砂防蚊無川	大型土のうの実設置数量への変更等	―	○	○
272	R3.11.8	H30 災 2186 号	蛇道川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
273	R3.11.8	H30 災 3111 号	蛇道川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
274	R4.1.25	H30 災 1500 号	砂防太田川	部分廃工等	―	○	○
275	R4.1.25	H30 災 5168 号	火打坂川	二次製品の使用等	―	○	○
276	R4.2.3	H30 災 1502 号	田万里川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
277	R4.2.3	H30 災 3977 号	砂防在屋川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
278	R4.2.3	H30 災 4332 号	田万里川	大型土のうの実設置数量への変更等	―	○	○
279	R4.2.3	H30 災 4729 号	砂防西の川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
280	R4.2.3	H30 災 5204 号	砂防赤坂川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
281	R4.2.3	H30 災 5206 号	砂防栃谷川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
282	R4.2.7	H30 災 2752 号	砂防在屋川	部分廃工等	―	○	○
283	R4.2.7	H30 災 5200 号	椋梨川	発生土の一部を工事間流用から処分に変更	―	○	○
284	R4.2.15	H30 災 3814 号	砂防西の川支川	部分廃工等	―	×	×
285	R4.2.15	H30 災 3979 号	砂防滝ケ谷川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
286	R4.2.15	H30 災 3984 号	砂防西の川	現地精査による数量の異同等	―	○	○
287	R4.2.15	H30 災 4365 号	砂防片山谷川	現地精査による数量の異同等	―	○	○
288	R4.2.15	H30 災 4692 号	小田山川	合併施行等	―	○	○
289	R4.2.15	H30 災 5207 号	砂防本川支川	発生土の処分先地の変更等	―	○	○
290	R4.7.13	R3 災 118 号	本川	家屋解体工事の追加に伴う増額変更等	―	○	○
291	R4.10.26	R3 災 78 号	松板川	違算訂正等	―	○	○
292	R4.10.26	R3 災 1180 号	黒瀬川	実施単価更正	―	○	○
293	R5.1.13	H30 災 2769 号	造賀川	合併施行	―	○	○
294	R5.2.27	H30 災 1870 号	砂防片山谷川	部分廃工等	―	×	×
295	R5.2.27	H30 災 1871 号	砂防諏訪谷川	部分廃工等	―	×	×
296	R5.2.27	H30 災 2759 号	砂防隠畑川	部分廃工等	―	×	×
297	R5.2.27	H30 災 3101 号	砂防イラスケ川	部分廃工等	―	×	×
298	R5.2.27	H30 災 3111 号	蛇道川	部分廃工	―	×	×
299	R5.2.27	H30 災 3121 号	砂防西の川	部分廃工等	―	×	×
300	R5.2.27	H30 災 3122 号	砂防太田川	部分廃工等	―	×	×
301	R5.2.27	H30 災 3382 号	イラスケ川	部分廃工等	―	×	×
302	R5.2.27	H30 災 3735 号	三畝川	部分廃工等	―	○	○
303	R5.2.27	H30 災 3737 号	砂防隠畑川	部分廃工等	―	×	×
304	R5.2.27	H30 災 3979 号	砂防滝ヶ谷川	部分廃工	―	×	×
305	R5.2.27	H30 災 3988 号	砂防太田川	部分廃工	―	×	×
306	R5.2.27	H30 災 4370 号	砂防太田川	部分廃工等	―	×	×
307	R5.2.27	H30 災 4374 号	砂防隠畑川	部分廃工等	―	×	×
308	R5.2.27	H30 災 4700 号	黒瀬川	部分廃工等	―	×	×
309	R5.2.27	H30 災 4716 号	木谷郷川	部分廃工等	―	×	×
310	R5.2.27	H30 災 5223 号	小田白市線	部分廃工等	―	×	×
311	R5.2.27	R3 災 159 号	三津大川	部分廃工等	―	×	×
312	R5.2.27	R3 災 207 号	砂防太田川	部分廃工等	―	×	×
313	R5.2.27	R3 災 1211 号	木谷郷川	部分廃工等	―	○	○
314	R5.3.6	H30 災 1209 号	蛇道川	部分廃工等	―	×	×

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
315	R5.3.6	H30 災 1495 号	蛇道川	部分廃工等	―	×	×
316	R5.3.6	H30 災 1496 号	蛇道川	部分廃工等	―	×	×
317	R5.3.6	H30 災 2185 号	蛇道川	部分廃工等	―	×	×
318	R5.3.6	H30 災 2194 号	砂防隠畑川	部分廃工等	―	×	×
319	R5.3.6	H30 災 2744 号	木谷郷川	部分廃工等	―	×	×
320	R5.3.6	H30 災 3100 号	砂防太田川	部分廃工等	―	×	×
321	R5.3.6	H30 災 3798 号	木谷郷川	部分廃工等	―	×	×
322	R5.3.6	H30 災 3815 号	砂防三尾川	部分廃工等	―	×	×
323	R5.3.6	H30 災 3976 号	木谷郷川	部分廃工等	―	×	×
324	R5.3.6	H30 災 3978 号	砂防古家谷川	部分廃工等	―	×	×
325	R5.3.6	H30 災 4719 号	大谷川	部分廃工等	―	×	×
326	R5.3.6	H30 災 4728 号	砂防本川支川	部分廃工等	―	×	×
327	R5.3.6	H30 災 4729 号	砂防西の川	部分廃工	―	×	×
328	R5.3.6	H30 災 4746 号	砂防岩伏川	部分廃工等	―	×	×
329	R5.3.6	H30 災 5207 号	砂防本川支川	部分廃工	―	×	×
330	R5.3.6	H30 災 5214 号	砂防蚊無川	部分廃工等	―	×	×
331	R5.3.6	R3 災 141 号	高野川	部分廃工等	―	×	×
332	R5.3.6	R3 災 184 号	砂防椋原川	部分廃工等	―	×	×
333	R5.3.6	R3 災 1223 号	砂防東川	補償費の変更	○	―	○
				仮設工の変更	―	○	
334	R6.2.29	H30 災 3984 号	砂防西の川	部分廃工	―	×	×
335	R6.2.29	H30 災 5190 号	宇山川	部分廃工等	―	×	×
336	R6.2.29	R3 災 67 号	関川	実施単価更正	―	○	○
337	R6.2.29	R3 災 71 号	椛坂川	工法変更等	―	△	△
338	R6.2.29	R3 災 74 号	黒瀬川	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸを支給品に変更等	―	○	○
339	R6.2.29	R3 災 94 号	黒瀬川	工法を自立式鋼矢板護岸へ変更等	―	○	○
340	R6.2.29	R3 災 153 号	三津大川	部分廃工等	―	○	○
341	R6.2.29	R3 災 156 号	三津大川	部分廃工等	―	×	×
342	R6.2.29	R3 災 172 号	砂防本崎川	部分廃工等	―	×	×
343	R6.2.29	R3 災 173 号	砂防荻原川	実施単価更正	―	○	○
344	R6.2.29	R3 災 188 号	砂防片山谷川	実施単価更正	―	○	○
345	R6.2.29	R3 災 1167 号	関川	実施単価更正	―	○	○
346	R6.2.29	R3 災 1168 号	関川	実施単価更正	―	○	○
347	R6.2.29	R3 災 1220 号	砂防西の川	部分廃工等	―	×	×
348	R6.2.29	R3 災 1221 号	砂防本川	部分廃工等	―	×	×
349	R6.2.29	R4 災 116 号	国道 375 号	現地条件の変更等	―	○	○
350	R6.3.6	R3 災 1180 号	黒瀬川	交通誘導警備員の追加	―	○	○
351	R6.12.6	R3 災 94 号	黒瀬川	鋼矢板打ち込み工法の変更	―	○	○
352	R6.12.6	R5 災 65 号	黒瀬川	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸを支給品に変更等	―	○	○
353	R1.11.14	H30 災 1884 号	有地川	工事用道路の削除等	―	×	×
354	R2.3.5	H30 災 232 号	木頃井永線	雑工の中止等	―	○	○
355	R2.3.5	H30 災 3836 号	砂防四日市川	雑工の中止等	―	○	○
356	R2.3.17	H30 災 197 号	阿字川	復旧延長の減等	―	○	○
357	R2.6.26	H30 災 848 号	本郷川	法面保護工の変更等	―	○	○
358	R2.6.26	H30 災 881 号	新市七曲西城線	用地買収費の削除等	―	○	○
359	R2.8.21	H30 災 1524 号	砂防出口川	雑工の削除等	―	○	○
360	R2.8.21	H30 災 3428 号	別迫上下線	ボーリング調査結果による構造変更等	―	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
361	R3.1.26	H30 災 2235 号	吉舎油木線	詳細測量の結果による断面の変更等	―	○	○
362	R3.1.29	H30 災 600 号	百谷新市線	地質調査の結果による擁壁構造の変更等	―	○	○
363	R3.1.29	H30 災 1889 号	県道坂瀬川駅家線	地質調査の結果による擁壁構造の変更等	―	○	○
364	R3.2.1	H30 災 223 号	新山府中線	擁壁構造の変更	○	―	○
				実施単価更正	―	○	
365	R3.2.24	H30 災 848 号	本郷川	合併施行	―	○	○
366	R3.2.24	H30 災 3132 号	服部川	復旧延長の減等	―	○	○
367	R3.2.25	H30 災 2793 号	坂瀬川駅家線	擁壁構造の変更等	―	○	○
368	R4.1.25	H30 災 2246 号	牧川	二次製品の使用等	―	○	○
369	R4.1.25	H30 災 4393 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
370	R4.1.25	H30 災 4765 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
371	R4.1.25	H30 災 4767 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
372	R4.1.25	H30 災 4769 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
373	R4.1.25	H30 災 4770 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
374	R4.1.25	R2 災 204 号	牧川	二次製品の使用等	―	○	○
375	R4.2.3	H30 災 4766 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
376	R4.2.3	H30 災 4768 号	仁吾川	二次製品の使用等	―	○	○
377	R5.11.30	R5 災 15 号	奈良備中線	未申請区間の数量の追加等	―	○	○
378	H31.3.14	H30 災 137 号	国道 486	実績変更による設計の変更	―	○	○
379	H31.3.14	H30 災 143 号	瀬野福本郷線	崩土撤去作業における歩掛の変更	―	○	○
380	H31.3.14	H30 災 917 号	向島循環線	崩土撤去作業における歩掛の変更	―	○	○
381	H31.3.14	H30 災 2832 号	国道 184	崩壊復旧作業における歩掛の変更	―	○	○
382	R1.11.14	H30 災 61 号	国道 486	実績変更による設計の変更	―	○	○
383	R1.11.14	H30 災 62 号	国道 486	実績変更による設計の変更	―	○	○
384	R1.11.14	H30 災 129 号	藤井川	実績変更による設計の変更	―	○	○
385	R1.11.14	H30 災 130 号	御調川	実績変更による設計の変更	―	○	○
386	R1.11.14	H30 災 131 号	御調川	現地精査による工法の変更	―	○	○
387	R1.11.14	H30 災 139 号	戸崎下組線	現地精査による工法の変更	―	○	○
388	R1.11.14	H30 災 142 号	瀬野福本郷線	土のう等設置工事における歩掛の変更	―	○	○
389	R1.11.14	H30 災 248 号	三次川	土のう設置工等における歩掛の変更	―	○	○
390	R1.11.14	H30 災 268 号	下徳良本郷線	構造等の変更等	―	○	○
391	R2.3.5	H30 災 128 号	冠川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
392	R2.3.5	H30 災 140 号	瀬野川福富本郷線	工種（破砕）計上等	―	○	○
393	R2.3.5	H30 災 141 号	瀬野福本郷線	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
394	R2.3.5	H30 災 244 号	宇津戸川	応急工事箇所を出面数量に変更等	―	○	○
395	R2.3.5	H30 災 247 号	菅川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
396	R2.3.5	H30 災 252 号	菅川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
397	R2.3.5	H30 災 271 号	御調久井線	他事業施行による工法等の削除等	―	○	○
398	R2.3.5	H30 災 272 号	国道 432	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
399	R2.3.5	H30 災 273 号	三原東城線	構造物取壊し工等の一部とりやめ等	―	○	○
400	R2.3.5	H30 災 603 号	宇津戸川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
401	R2.3.5	H30 災 605 号	一御調川	残土処分工の削除等	―	○	○
402	R2.3.5	H30 災 607 号	御調川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
403	R2.3.5	H30 災 614 号	徳良川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
404	R2.3.5	H30 災 906 号	本郷川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
405	R2.3.5	H30 災 910 号	尾原川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○
406	R2.3.5	H30 災 912 号	椋梨川	応急工事箇所を出面数量に変更	―	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
407	R2.3.5	H30 災 916 号	下川辺尾道線	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
408	R2.3.5	H30 災 935 号	高根島線	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
409	R2.3.5	H30 災 1256 号	本郷川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
410	R2.3.5	H30 災 1260 号	仏通寺川	工事用道路に係る設計変更等	—	○	○
411	R2.3.5	H30 災 1562 号	仏通寺川	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
412	R2.3.5	H30 災 1563 号	仏通寺川	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
413	R2.3.5	H30 災 1572 号	国道 486 号	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
414	R2.3.5	H30 災 1906 号	木門田川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
415	R2.3.5	H30 災 2274 号	仏通寺川	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
416	R2.3.17	H30 災 133 号	梨和川	構造等の変更等	—	○	○
417	R2.3.17	H30 災 138 号	福山尾道線	交通誘導警備員の追加	○	—	○
				応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	
418	R2.3.17	H30 災 245 号	藤井川	すりつけ工の削除等	—	○	○
419	R2.3.17	H30 災 246 号	木門田川	すりつけ工の削除等	—	○	○
420	R2.3.17	H30 災 907 号	本郷川	すりつけ工の削除等	—	○	○
421	R2.3.17	H30 災 2256 号	芦田川	土留・仮締切工法の変更等	—	○	○
422	R2.3.17	H30 災 2830 号	御調川	すりつけ工の削除等	—	○	○
423	R2.3.17	H30 災 3195 号	小坂川	すりつけ工の削除等	—	○	○
424	R2.9.2	H30 災 5240 号	黒淵川	二次製品の使用等	—	×	×
425	R2.12.15	H30 災 249 号	尾原川	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
426	R2.12.15	H30 災 274 号	三原東城線	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
427	R2.12.15	H30 災 610 号	尾原川	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
428	R2.12.15	H30 災 611 号	尾原川	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
429	R2.12.15	H30 災 620 号	本谷川	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
430	R2.12.15	H30 災 2267 号	広島空港本郷線	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
431	R2.12.15	H30 災 3434 号	芦田川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
432	R2.12.15	H30 災 4033 号	西田川	応急工事箇所を出面数量に変更	—	○	○
433	R3.1.5	H30 災 258 号	菅川	残土処理工の皆減等	—	○	○
434	R3.1.12	H30 災 267 号	国道 486 号	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
435	R3.1.12	H30 災 270 号	本郷久井線	雑工（すりつけ工）の一部の取り止め	—	○	○
436	R3.1.12	H30 災 627 号	国道 486 号	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
437	R3.1.12	H30 災 628 号	国道 486 号	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
438	R3.1.12	H30 災 1568 号	三和大和線	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
439	R3.1.12	H30 災 1895 号	神崎川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
440	R3.1.12	H30 災 2257 号	御調川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
441	R3.1.12	H30 災 2271 号	大草三原線	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
442	R3.1.12	H30 災 2835 号	下徳良本郷線	応急工事における歩掛の変更	—	○	○
443	R3.1.12	H30 災 3183 号	徳良川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
444	R3.1.12	H30 災 3441 号	諸原川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
445	R3.1.12	H30 災 3470 号	善入寺川	応急工事における歩掛を県単独費に振替等	—	○	○
446	R3.1.12	H30 災 4016 号	大草川	応急工事箇所を出面数量に変更等	—	○	○
447	R3.1.27	H30 災 2265 号	府中松永線	法面工法の変更	×	—	×
				雑工（取付工）の皆減等	—	○	
448	R3.1.29	H30 災 1262 号	椋梨川	法覆護岸工の工法変更等	—	○	○
449	R3.2.24	H30 災 2846 号	菅川	埋設護岸が確認されたことによる変更等	—	○	○
450	R3.2.25	H30 災 619 号	本谷川	応急工事を削除することによる変更等	—	○	○
451	R3.2.25	H30 災 1273 号	三原東城線	地質調査の結果に伴う鉄筋挿入工の変更等	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
452	R3.2.25	H30 災 3442 号	沼田川	他事業による影響による延長減	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
453	R3.3.3	H30 災 5252 号	沼田川	詳細測量等の結果による断面の変更等	—	○	○
454	R3.9.1	H30 災 1901 号	綾目川	工事用道路の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
455	R3.9.1	H30 災 3436 号	沖田川	二次製品の使用等	—	○	○
456	R3.10.26	H30 災 1567 号	尾道新市線	交通誘導警備員の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
457	R3.10.26	H30 災 2825 号	綾目川	工事用道路の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
458	R3.11.16	H30 災 1557 号	藤井川	工事用道路工の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
459	R3.11.16	H30 災 4408 号	藤井川	工事用道路工の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
460	R3.11.26	H30 災 4022 号	大川（因島）	交通誘導警備員の追加	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
461	R3.12.24	H30 災 4008 号	椋梨川	部分廃工等	—	×	×
462	R4.1.25	H30 災 4411 号	小原川	二次製品の使用等	—	○	○
463	R4.1.25	H30 災 4798 号	小原川	二次製品の使用等	—	○	○
464	R4.1.25	H30 災 5247 号	小原川	二次製品の使用等	—	○	○
465	R4.2.3	H30 災 1920 号	泉川	地形の変動に伴う護岸基礎工の変更等	—	○	○
466	R4.10.26	R3 災 395 号	天井川	止水仮設方法の変更等	—	○	○
467	R5.1.10	R3 災 1401 号	菅川	二次製品の使用等	—	○	○
468	R5.2.27	R2 災 251 号	大草川	発生土の処分先地の変更等	—	○	○
469	R5.3.6	R3 災 395 号	天井川	工事用道路の変更等	—	○	○
470	R5.3.6	R3 災 1364 号	泉川	地形の変動に伴う護岸基礎工の変更等	—	○	○
471	R6.3.6	R3 災 1377 号	天井川	護岸構造の変更等	—	○	○
472	R6.6.11	R3 災 1430 号	三原竹原線	舗装工等の追加等	—	○	○
473	R1.11.6	H30 災 3197 号	板木川	合併施行等	—	○	○
474	R1.11.14	H30 災 1929 号	馬洗川	残土処分先の変更等	—	○	○
475	R2.3.5	H30 災 148 号	吉原川	背面ブロックの設置等	—	×	×
476	R2.3.5	H30 災 280 号	今出原川	植生工の削除等	—	○	○
477	R2.3.17	H30 災 158 号	砂防長田川	すりつけ工の削除等	—	○	○
478	R2.3.17	H30 災 286 号	板木川	誤測等	—	○	○
479	R2.3.17	H30 災 943 号	吉原川	天端工(嵩上工)の取止め等	—	○	○
480	R2.3.17	H30 災 2915 号	永屋川	交通誘導警備員の変更等	—	○	○
481	R2.8.21	H30 災 942 号	今出原川	すりつけ工の削除等	—	○	○
482	R3.1.29	H30 災 1579 号	吉原川	岩盤露出に伴う根固工の皆減等	—	○	○
483	R3.2.25	H30 災 1585 号	片野川	部分廃工	×	—	×
				実施単価更正	—	○	
484	R3.3.3	H30 災 2149 号	吉田豊栄線	根固工の追加	—	○	○
485	R3.3.5	H30 災 2148 号	吉田豊栄線	根固工の追加	—	○	○
486	R3.3.5	H30 災 2150 号	吉田豊栄線	根固工の追加	—	○	○
487	R3.3.5	H30 災 2151 号	吉田豊栄線	根固工の追加	—	○	○
488	R3.3.5	H30 災 2152 号	吉田豊栄線	根固工の追加	—	○	○
489	R3.3.5	H30 災 2153 号	吉田豊栄線	根固工の追加	—	○	○
490	R3.11.15	H30 災 5071 号	油川	木くず及び廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類の処分費の追加等	—	○	○
491	R3.12.23	R2 災 265 号	中郷川	R3 年 7 月豪雨による増破等	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
492	R4.1.25	H30 災 3908 号	高地川	二次製品の使用	—	×	×
493	R4.1.25	R1 災 9 号	桑田川	投棄料の計上等	—	○	○
494	R4.10.26	R3 災 623 号	下門田泉吉田線	現場条件変更に係る変更等	—	○	○
495	R5.3.6	R2 災 114 号	長瀬川	鋼矢板圧入工法の変更等	—	○	○
496	R5.5.24	R3 災 980 号	砂防楢木川	違算訂正等	—	○	○
497	R5.10.10	R3 災 829 号	西浦川	実施単価更正	—	○	○
498	R5.11.30	R3 災 807 号	於手保川	実施単価更正	—	○	○
499	R5.11.30	R3 災 847 号	大土川	実施単価更正	—	○	○
500	R5.11.30	R3 災 973 号	砂防大峠川	実施単価更正	—	○	○
501	R5.11.30	R3 災 979 号	砂防大土川	実施単価更正	—	○	○
502	R5.11.30	R3 災 981 号	砂防楢木川	実施単価更正	—	○	○
503	R5.11.30	R3 災 985 号	砂防出店川	実施単価更正	—	○	○
504	R6.2.29	R3 災 825 号	奈良谷川	実施単価更正	—	○	○
505	R6.2.29	R3 災 832 号	見坂川	実施単価更正	—	○	○
506	R6.2.29	R3 災 834 号	見坂川	実施単価更正	—	○	○
507	R6.2.29	R3 災 842 号	三篠川	処分場の変更による変更等	—	○	○
508	R6.2.29	R3 災 852 号	金口川	現場発生材の処分先地の変更等	—	○	○
509	R6.2.29	R3 災 866 号	吉田迫川	部分廃工等	—	×	×
510	R6.6.11	R3 災 858 号	房後川	実施単価更正	—	○	○
511	R6.12.6	R3 災 805 号	油川	実施単価更正	—	○	○
512	R6.12.6	R3 災 818 号	河内川	実施単価更正	—	○	○
513	R6.12.6	R3 災 838 号	戸島川	再生材の使用に係る変更等	—	○	○
514	R6.12.6	R3 災 853 号	金口川	実施単価更正	—	○	○
515	R6.12.6	R3 災 887 号	福田川	実施単価更正	—	○	○
516	R6.12.6	R3 災 1022 号	原田吉田線	実施単価更正	—	○	○
517	R6.12.6	R3 災 1671 号	多治比川	応急仮工事を本工事に変更等	—	○	○
518	R6.12.6	R3 災 1672 号	多治比川	部分廃工等	—	○	○
519	R6.12.6	R3 災 1673 号	多治比川	応急仮工事を本工事に変更等	—	○	○
520	R6.12.6	R3 災 1674 号	多治比川	応急仮工事を本工事に変更等	—	○	○
521	R6.12.6	R3 災 1683 号	多治比川	実施単価更正	—	○	○
522	R6.12.6	R5 災 62 号	広島三次線	鉄筋挿入工に係る土質の変更等	—	○	○
523	R7.2.7	R3 災 16 号	田草川	発生材の搬出先の変更等	—	○	○
524	R7.2.7	R3 災 804 号	油川	実施単価更正	—	○	○
525	R7.2.7	R3 災 854 号	金口川	違算訂正等	—	○	○
526	R7.2.7	R3 災 870 号	式敷川	実施単価更正	—	○	○
527	R7.2.7	R3 災 871 号	島之尾川	実施単価更正	—	○	○
528	R7.2.7	R3 災 873 号	新迫川	実施単価更正	—	○	○
529	R7.2.7	R3 災 874 号	田草川	実施単価更正	—	○	○
530	R7.2.7	R3 災 879 号	生田川	実施単価更正	—	○	○
531	R7.2.7	R3 災 881 号	生田川	実施単価更正	—	○	○
532	R7.2.7	R3 災 882 号	生田川	違算訂正等	—	○	○
533	R7.2.7	R3 災 883 号	生田川	実施単価更正	—	○	○
534	R7.2.7	R3 災 884 号	生田川	実施単価更正	—	○	○
535	R7.2.7	R3 災 885 号	福田川	実施単価更正	—	○	○
536	R7.2.7	R3 災 891 号	福田川	実施単価更正	—	○	○
537	R7.2.7	R3 災 892 号	房後川	実施単価更正	—	○	○
538	R7.2.7	R3 災 894 号	房後川	実施単価更正	—	○	○

二次調査整理番号	変更申請日	年災番号	路河川名	設計変更理由	真偽判定結果		最終判定結果
					一次調査	二次調査	
539	R7.2.7	R3 災 895 号	房後川	実施単価更正	―	○	○
540	R7.2.7	R3 災 900 号	本村川	実施単価更正	―	○	○
541	R7.2.7	R3 災 983 号	砂防楢木川	部分廃工等	―	×	×
542	R7.2.17	R3 災 860 号	本村川	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積工の控長の変更等	―	○	○
543	R7.3.11	R3 災 820 号	室坂川	部分廃工等	―	×	×
544	R2.3.5	H30 災 172 号	内堀簡易八幡停車場線	合併施行等	―	○	○
545	R2.3.5	H30 災 173 号	内堀簡易八幡停車場線	合併施行等	―	○	○
546	R3.2.10	H30 災 3502 号	内堀川	実施単価更正	―	○	○
547	R3.2.25	H30 災 2972 号	栗田川	すりつけ工及び構造物取壊工の皆減等	―	○	○
548	R3.10.26	H30 災 4435 号	栗田川	実施単価更正	―	○	○
549	R3.11.16	H30 災 2982 号	砂防宮ノ段川	雑工（すりつけ工）の取り止め等	―	○	○
550	R3.11.16	H30 災 3499 号	高尾川	違算訂正等	―	○	○
551	R3.12.9	H30 災 2293 号	西城川	床止工の廃止	○	―	○
				実施単価更正	―	○	
552	R3.12.14	H30 災 2948 号	成羽川	部分廃工	○	―	○
				実施単価更正	―	○	
553	R4.1.5	H30 災 3049 号	栗田川	実施単価更正	―	○	○
554	R5.3.6	H30 災 2953 号	成羽川	部分廃工等	―	×	×
555	R5.12.13	R3 災 679 号	和南原川	現地条件の変更による護岸構造の変更等	―	○	○
556	R5.12.13	R3 災 1610 号	西城川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
557	R6.2.29	R3 災 698 号	砂防七谷川	部分廃工等	―	×	×
558	R6.2.29	R4 災 117 号	西城川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
559	R6.6.11	R3 災 694 号	帝釈川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
560	R6.6.11	R3 災 1616 号	川北川	実施単価更正	―	○	○
561	R6.6.11	R3 災 1620 号	成羽川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
562	R6.12.6	R3 災 665 号	神野瀬川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
563	R6.12.6	R3 災 666 号	神野瀬川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
564	R6.12.6	R3 災 667 号	神野瀬川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
565	R6.12.6	R3 災 671 号	神野瀬川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
566	R6.12.6	R3 災 672 号	神野瀬川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
567	R6.12.6	R3 災 675 号	神野瀬川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
568	R6.12.6	R3 災 678 号	和南原川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
569	R6.12.6	R3 災 1613 号	比和川	購入土を再生材に変更等	―	○	○
570	R6.12.6	R3 災 1614 号	比和川	購入土を再生材に変更等	―	○	○

（２）農林水産局の設計変更協議３件（事業）

（表中の判定欄について、設計変更理由の内容が全て事実であるものを「○」、調査を実施していないものを「―」と記載している。）

二次調査整理番号	変更申請日	年災	箇所名	設計変更理由	真偽判定結果	
					一次調査	二次調査
1	R2.12.23	H30 災 (治山ダム)	釜ヶ迫	床止工（復旧）及び流路工（復旧）の廃止	―	○
2	R2.12.23	H30 災 (治山ダム)	分ヶ山	谷止工廃止	―	○
3	R2.12.8	H30 災 (地すべり防止施設)	豊松・野呂谷	査定時条件の確認による変更等	―	○

二次調査報告書

（概要版）

目次

第１　調査の概要
１　経緯 …… 3
２　二次調査の実施内容 …… 4
（１）目的 …… 4
（２）調査範囲 …… 4
（３）調査方法 …… 4
（４）調査チーム構成及び二次調査に参画した第三者 …… 5
第２　二次調査結果について
１　設計変更理由の類型化 …… 6
（１）設計変更理由の類型化の整理 …… 6
（２）第三者の意見聴取 …… 6
２　二次調査の進め方 …… 7
（１）変更理由が現地の状況変化を伴わないものについて
（土木建築局の調査範囲１，１５６件中６１４件）…… 7
（２）変更理由が現地の状況変化を伴うものについて
（土木建築局の調査範囲１，１５６件中５４２件）…… 7
３　調査チームによる事実関係の調査 …… 8
（１）書面突合による外形的調査 …… 8
（２）ヒアリング …… 8
４　第三者による調査 …… 8
（１）調査チームによる調査結果の精査 …… 8
（２）設計変更理由の真偽判定 …… 8
５　設計変更理由の真偽にかかる調査結果について …… 9
（１）土木建築局が実施した災害復旧事業のうち、設計変更協議が行われた５７０件（事業）（一次調査で実施した８０件の協議録関係分を除く）について …… 9
（２）農林水産局が実施した災害復旧事業のうち、災害査定決定件数７件の中で、設計変更協議が行われた３件（事業）について……１１
６　虚偽の設計変更協議資料の作成の背景・動機について……１１
（１）虚偽の設計変更協議資料の作成の背景について……１１
（２）虚偽の設計変更協議資料の作成の動機について……１５
第３　虚偽文書作成の要因について
１　虚偽文書作成の要因……１７
（１）設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと
……１８

（２）土木建築局の職員にコンプライアンスに関する知識及び意識が浸透していなかったこと ……１８
（３）組織としてのチェック機能が働いていなかったこと……１８
（４）組織として適切な打開策を検討できていなかったこと……１９
２　まとめ……１９

第１　本調査の概要

１　経　緯

平成３０年７月に発生した記録的な豪雨災害（以下「平成３０年災」という。）からの復旧事業として広島県土木建築局西部建設事務所呉支所が実施した災害復旧事業に関して、令和７年４月に、

①県から国への設計変更協議に際して虚偽の資料を作成した可能性がある、

②「嘘」と書いたファイル名の協議録をデータ保存していた、

との報道があった。

これらの報道を受けて、広島県土木建築局（以下「土木建築局」という。）において西部建設事務所呉支所が担当した災害復旧事業の設計変更協議のうち協議録が添付された２３件の設計変更協議を調査した結果、２０件の設計変更協議について、虚偽の協議録（協議内容が事実ではないもの１３件、協議日等が事実ではないもの７件）が作成されていたことが確認された。

加えて、ファイル名に「嘘」と付けられた協議録が、西部建設事務所廿日市支所で２件、西部建設事務所東広島支所で１件、計３件確認された。

複数の建設事務所（支所を含む。以下「建設事務所」という。）において虚偽の協議録が確認され、土木建築局全体で同様の事案が生じている可能性が疑われることから、令和７年６月に、山根副知事をチームリーダーとし、内部統制を所管する総務局総務課を事務局とした「虚偽文書作成事案解明調査チーム」（以下「調査チーム」という。）を設置した。

調査チームでは、一次調査として、平成３０年以降の災害復旧事業のうち、

①全ての建設事務所の設計変更協議に添付された協議録（※）（８０件）

※　協議録とは、関係者との協議内容が記載された協議録、聞取表等の書面をいう。

②設計変更協議以外で、ファイル名に「嘘」と付けられた西部建設事務所廿日市支所（２件）、同東広島支所（１件）の協議録

を調査範囲として、事実関係について、調査チームによる調査を実施し、その調査結果等を踏まえて、第三者（弁護士）に事案が発生した要因等の分析と二次調査の設計をしてもらうこととした。

令和８年１月に、第三者（弁護士）から提出された一次調査報告書において、設計変更協議に添付された協議録８０件のうち、６１件を虚偽の協議録と判定（６１件のうち、協議内容が事実でないもの５２件、協議日等が事実ではないもの９件）された。また、設計変更協議以外で、ファイル名に「嘘」と付けられた協議録３件について、いずれの協議録も内容は事実ではないが、災害査定及び設計変更協議では使用されなかったと判定された。

また、同報告書における「一次調査では、協議録が添付された設計変更協議８０件のうち７割以上にあたる６１件（内容が事実でないもの５２件、協

議日等が事実でないもの９件）で、かつ、９ヶ所ある建設事務所のうち５ヶ所で虚偽の協議録が作成されていたことからすれば、協議録が添付されていない設計変更協議においても、事実とは異なる理由で設計変更協議の申出をした事案が存在する可能性は否定できないと考えられる。」などの意見を踏まえ、令和８年３月に、県として調査範囲を広げ、二次調査を実施することを決定した。

２　二次調査の実施内容

（１）目　的

一次調査の結果を踏まえて決定した調査範囲における事実関係を調査し、調査範囲において不適正な設計変更協議が行われていた場合は、背景・要因等の調査及び分析を行い、一次調査で確認した背景・要因等と異なるものかどうかを確認する。

また、新たな背景・要因があった場合、調査チームにおいて再発防止策を策定する。

（２）調査範囲

平成３０年度から令和６年度までに実施した災害復旧事業（公共事業）の中で設計変更協議が行われたもの

ア　土木建築局が実施した災害復旧事業（公共事業）

災害査定決定件数４，１７２件（事業）の中で、設計変更協議が行われた５７０件（事業）（一次調査で調査した８０件の協議録関係分を除く）

イ　農林水産局が実施した災害復旧事業（公共事業）

災害査定決定件数７件（事業）の中で、設計変更協議が行われた３件（事業）

（３）調査方法

調査チームによる事実関係の調査のほか、第三者（弁護士）が参画する形で調査を実施

ア　設計変更理由の類型化

- 調査チームにおいて、二次調査範囲となる設計変更を変更理由別に整理（工事用道路や交通誘導員の追加、残土処分先の変更、実施単価更正（単価の時点修正）、違算訂正、応急対応に係る実績精算など）
- 変更理由別に虚偽文書作成の可能性を客観的に整理・分類し、第三者（弁護士）から意見を聴取の上、事実関係の調査方法等を決定

イ　事実関係の調査

調査チームにおいて、第三者（弁護士）の意見を踏まえ、次のとおり

事実関係の調査を実施

- 工事台帳、工事設計書、施工計画書、工事内容変更通知書、工事打合せ簿その他の工事一件記録の調査（書面の突合による外形的調査）
- 設計変更協議に関与したと考えられる職員等へのヒアリング（外形的調査によって整合性が取れないと判断した事案の関係者等へのヒアリング）

ウ　新たに不適正な設計変更協議があった場合の背景、要因の調査及び分析

第三者（弁護士）は、調査チームの調査結果を精査し、新たに判明した不適正な設計変更協議があった場合には、その背景・要因等を調査及び分析

（４）調査チーム構成及び二次調査に参画した第三者

ア　調査チーム構成

チームリーダー：山根副知事

事務局：総務局総務課

構成員：総務局、土木建築局

イ　二次調査に参画した第三者（一次調査に参画した者と同じ）

弁護士　片木 晴彦

弁護士　中田 憲悟

弁護士　大本 卓志

第２　二次調査結果について

１　設計変更理由の類型化

（１）設計変更理由の類型化の整理

土木建築局の二次調査範囲について、設計変更を理由別に分類（１事業に複数の変更理由があるものもあることから、変更理由別の件数は延べ１，１５６件となった。）

（２）第三者からの意見聴取

（１）で調査チームが整理した内容について、第三者（弁護士）と協議し、事実関係の調査方法等について確認（実施単価更正や応急対応に係る実績精算（出面（でずら）精算）など、虚偽作成の可能性が低いと考えられる理由については、事実関係の調査を簡素化）

【表１　設計変更理由の類型化】

分類	内容		件数		現地の状況変化
水勢又は地形の変動	工法変更、数量変更等		0		有
誤測又は違算	数量変更等		45	614	無
物価の変動	実施単価更正		481		無
	応急対応に係る実績精算（出面精算）		65		無
	本復旧工事における大型土のうの実設置数量による変更（出面精算）		23		無
増破	数量変更等		1		有
その他これらに類する事由					
現地精査による	工法変更、数量変更等		233		有
	廃工		7		有
残土処分地の変更による	残土処分費の変更		90		有
関係者（受注者）協議による	二次製品使用	受注者理由（型枠不足等）	37		有
		地元等理由（製作ヤード確保困難）	22		有
関係者（地元等）協議による	工法変更		14		有
	交通誘導警備員の追加		13		有
	工事用道路の変更		10		有
	廃工		103		有
	延長増減		6		有
	合併施行		3		有
	用地補償費減		3		有
		合計	1,156		

２　二次調査の進め方

調査チームにおいて、第三者（弁護士）と協議を行い、土木建築局の調査範囲における事実関係の確認方法について、次の内容を確認の上、実施

なお、農林水産局の調査範囲における事実関係の確認方法については、書面の突合による外形調査を実施（外形的調査によって整合性が取れないと判断した事案については、ヒアリングを実施）

（１）変更理由が現地の状況変化を伴わないものについて（土木建築局の調査範囲１，１５６件中６１４件）

書面の突合による外形的調査を実施

ア　実施単価更正（６１４件中４８１件）

物価変動に伴い、査定時の単価から工事発注時の単価へ修正するものであるため、実施単価更正に関する資料を収集し、一括で確認

イ　応急対応等に係る実績精算（６１４件中８８件）

査定前に応急復旧工事が必要な事案及び査定時に大型土のうを計上している事案については実績に基づく精算が認められており、対象工種も限られているため、「実施単価更正」と同様に、応急対応等に係る実績精算に関する資料を収集し、一括で確認

ウ　誤測又は違算（６１４件中４５件）

事案ごとに内容が異なるため、変更理由が「誤測又は違算」であることを示す資料を個別に確認（書面の突合による外形的調査）

（２）変更理由が現地の状況変化を伴うものについて（土木建築局の調査範囲１，１５６件中５４２件）

書面の突合による外形的調査及び職員等へのヒアリングを実施

ア　関係者協議（受注者、地元等）によるもの（５４２件中２１１件）

一次調査において「事実ではない」事案が多く見受けられた変更理由であり、工事打合せ簿その他の工事一件記録の調査を基本としつつ、職員等へのヒアリングも実施

イ　現地精査によるもの（５４２件中２４０件）

工事着手後の現地精査による工法変更、数量変更等を変更理由とするものであり、工事打合せ簿で確認できない場合、実施設計書、変更設計書等により変更内容を確認

ウ　残土処分地の変更によるもの（５４２件中９０件）

技術企画課において残土処分場の受入れ状況や単価を毎月更新している資料により、該当する工事箇所の工期中の残土処分場の状況を確認し、受注者から見積書が提出されている場合は当該資料により確認

エ　その他（５４２件中１件）

増破（被災箇所がその後の災害により被害が拡大したこと）による変

更であり、その内容は数量変更のみであるため、工事図面等について当初のものと変更後のものを確認

３　調査チームによる事実関係の調査

（１）書面の突合による外形的調査

ア　土木建築局の調査範囲である設計変更理由１，１５６件のうち、「実施単価更正」及び「応急対応に係る実績精算（出面精算）等」の５６９件について、当該理由による変更であることを確認

イ　土木建築局の調査範囲である設計変更理由１，１５６件のうち、上記アを除く５８７件（「誤測又は違算」の４５件＋上記２（２）の５４２件）の変更理由について、広島県工事中情報共有システム（以下「システム」という。）に保存されている工事打合せ簿を確認

ウ　ア及びイで確認できなかったものについて、各建設事務所に工事関係資料の提出を依頼し、確認

エ　農林水産局の調査範囲である３件（事業）の設計変更理由について、システムに保存されている工事打合せ簿、各農林水産事務所に保存されている工事関係資料の提出を依頼し、確認

（２）ヒアリング

ア　各建設事務所（設計変更担当職員等）
　　８８人（延べ９６回）のヒアリングを実施

イ　技術企画課
　　５人（延べ５回）のヒアリングを実施

ウ　地元関係者等

・書面突合により真偽が確認できた事案及び職員ヒアリングにおいて設計変更理由が事実でないことを確認した事案を除く事案（職員ヒアリングにおいて、「覚えていない」「記憶があいまい」「事実である」などの回答があったもの）について、設計変更協議資料に記載されている地元関係者等に設計変更理由の真偽を確認

４　第三者による調査

（１）調査チームによる調査結果の精査

調査チームから提供を受けた調査資料及び調査結果を確認・検討し、第三者（弁護士）が追加で調査する必要があると思慮した事項について、個別に追加調査を実施

（２）設計変更理由の真偽判定

設計変更理由の真偽の判定に当たっては、工事台帳、工事打合せ簿等の資料によって認定できる客観的な事実と設計変更理由が整合するかど

うかを検討するとともに、担当職員等及び地元関係者等に対するヒアリングの結果等を総合的に考慮した上で、可能な限度で真偽を判定

５　設計変更理由の真偽にかかる調査結果ついて

（１）土木建築局が実施した災害復旧事業のうち、設計変更協議が行われた５７０件（事業）（一次調査で実施した８０件の協議録関係分を除く）について

ア　真偽判定の結果

平成３０年度から令和６年度までに土木建築局が実施した災害復旧事業のうち、設計変更協議が行われた５７０件（事業）（一次調査で実施した８０件の協議録関係分を除く）について、設計変更理由の真偽を調査した結果、次のとおり判定した。

・設計変更理由が事実である　……４６０件（事業）
・設計変更理由が事実でない　……９５件（事業）
・設計変更理由の真偽判定（事実または虚偽との判定）が困難である……１３件（事業）
・一次調査で全ての変更理由を調査済み　……２件（事業）

イ　事務所別、設計変更申請年度別及び発災年度別の判定結果

事務所別、設計変更申請年度別及び発災年度別の判定結果は以下のとおりである。

【表２　判定結果（事務所別）】

事務所	設計変更件数	○	×	真偽判定が困難	一次調査で調査済み
01_西部	207	171	28	7	1
02_呉	79	57	17	4	1
03_廿日市	3	3			
04_安芸太田	16	16			
05_東広島	105	59	44	2	
06_東部	25	24	1		
07_三原	95	93	2		
08_北部	13	12	1		
09_庄原	27	25	2		
総計	570	460	95	13	2

○設計変更理由が事実である
×設計変更理由が事実でない
※工事個所が安芸高田市内（令和６年４月に、所管が西部建設事務所から北部建設事務所に変更）のものは、西部建設事務所分として集計

【表３　判定結果（申請年度別）】

申請年度	設計変更件数	○	×	真偽判定が困難	一次調査で調査済み
H30	8	8			
R1	76	72	3		1
R2	118	113	3	1	1
R3	145	118	20	7	
R4	101	43	57	1	
R5	65	52	9	4	
R6	57	54	3		
計	570	460	95	13	2

○設計変更理由が事実である
×設計変更理由が事実でない

【表４　判定結果（発災年度別）】

発災年度	査定決定件数	設計変更件数	○	×	真偽判定が困難	一次調査で調査済み
H30	2,523	411	321	78	11	1
R1	93	2	2			
R2	347	15	13	1		1
R3	938	126	108	16	2	
R4	76	12	12			
R5	75	4	4			
R6	120					
計	4,172	570	460	95	13	2

○設計変更理由が事実である
×設計変更理由が事実でない

ウ　設計変更理由別の判定結果

設計変更理由別の判定結果は次のとおりである。

なお、一つの設計変更協議に複数の変更理由が含まれるものがあるため合計１，１５６件となっている。

【表５　判定結果（設計変更理由別）】

設計変更理由	設計変更件数	○	×	真偽判定が困難
工事廃止	110	22	84	4
工法変更	247	239	4	4
根固めブロックの二次製品利用	59	44	6	9
工事用道路の追加・変更	10	6	4	
交通誘導警備員の追加	13	11	1	1
延長増減	6	5		1
合併施行	3	2	1	
その他	708	708		
総計	1,156	1,037	100	19

○設計変更理由が事実である
×設計変更理由が事実でない

（２）農林水産局が実施した災害復旧事業のうち、災害査定決定件数７件の中で、設計変更協議が行われた３件（事業）について

平成３０年度から令和６年度までに農林水産局が実施した災害復旧事業のうち、設計変更協議が行われた３件（事業）について、全ての設計変更理由が事実であると判定した。

なお、３件（事業）は全て、平成３０年災に係る災害復旧事業に関して、令和２年度に設計変更協議が行われたものであり、関係者（地元等）協議を設計変更理由としたものはなかった。

６　虚偽の設計変更理由の作成の背景・動機について

設計変更理由の内容が事実でないと判定した、土木建築局における設計変更協議９５件（事業）に関し、各建設事務所職員、技術企画課職員のヒアリング結果から背景・動機について、次のとおり確認した。

（１）虚偽の設計変更協議資料の作成の背景について

一次調査で把握した虚偽の協議録作成の背景と同様に、平成３０年災という未曽有の災害からの復旧・復興に向けた対応等により職員が担う業務量が増加する中、災害現場の確認が不十分なままに査定を受けており、工事の実施に向けて詳細設計を行ったところ、査定時に想定していた

工法では工事が困難である事例や、より簡易な工法で復旧できることが判明した事例が生じていた。また、各建設事務所が技術企画課から復旧工事の契約率の向上を強く求められた結果、一部の業者は、契約はしたものの、その全てを期限までに施工することは人員の不足もあり、困難であったと考えられ、この結果、目標期限までに工事が完了する見通しが立たない状況が生じ、これに対処するために一部の工事について、災害復旧事業としては工事廃止とするため、設計変更協議を申請せざるを得なくなっていた。

技術企画課の担当職員は、各建設事務所の担当職員との協議によって、目標期限までに工事が完了する見通しが立たない状況を認識していたと思われるが、査定時からの状況変化がなければ、国から設計変更を認めてもらえないとの考え方に基づき、各建設事務所との折衝で「この理由では国との協議が通らない」「たとえばこのような理由は考えられないか」など、技術企画課の意に添った変更理由への再考を求め、各建設事務所の担当職員は、国との折衝を担う技術企画課の職員の意向を受けて、その意に沿った書類を作成せざるを得ないと考え、真実でない設計変更理由を記載した設計変更協議資料を作成するようになり、このような経験が各建設事務所で共有されるにつれて、設計変更協議を通すために、真実ではない設計変更理由を記載した設計変更協議資料を作成することが常態化していったと考えられる。

〔二次調査における職員ヒアリングから把握できた主な内容〕

ア　災害査定について

平成３０年災では、大規模な災害であり、件数も膨大であることから、災害査定の効率化が適用され、机上査定によることのできる金額が引き上げられ、また、「設計書に添付する図面等の効率化」の適用を受けて、平面図や現場写真について、住宅地図に基づくことや航空写真等によることが認められた。その結果として、現地状況を十分に確認できないままに災害査定を受ける事案が少なくなかった。

また、復旧工事のための私有地の使用（借地）については、予め地権者の了解を得ることが原則であるが、査定時に現場へ立ち入ることが困難であり、使用する土地が確認できなかったこと、また、膨大な査定作業をこなす必要があることなどが理由となって、地権者の了解を得ないままに査定を受けていた事案もあった。

この結果、工事の実施段階に至って、査定時において想定していた工法では工事が困難である事案、より簡易な工法で復旧できることが判明した事案、また、工事施工の段階で想定していた私有地の使用を拒否される事案などが生じた。

このような査定時の設計と実施設計との食い違いがあった事案のうち、査定時の測量に誤測があった事案、工事実施に際しての詳細な調査の結果として想定されていない埋没物（コンクリートや鉄筋など）の存在が明らかになった事案、土砂の性質などが想定と異なったために工法変更が必要となった事案などについては、その実情を設計変更概要書に記載することにより、設計変更が認められている事案もある。

これに対して、査定時の設計では工事が困難であった事案や、より簡易な工法で復旧できることが判明した事案については、設計変更が認められるためには、査定時に想定されている工事が実行可能であることを前提に、査定後の状況の変化によって工法の変更や工事の廃止を余儀なくされたことが必要であるため、「査定時の確認不足では通らない」として、技術企画課の担当職員から設計変更理由の再考を求められ、建設事務所の担当職員が「了解を得ていた地元の地権者からその後土地の使用を拒絶された」という虚偽の設計変更理由を設計変更概要書に記載した事案があった。

また、建設事務所の担当職員が、以前に技術企画課の担当職員から設計変更理由の再考を求められた経験から、本当の設計変更理由を設計変更協議資料に記載しても受け付けてもらえないと判断して、自ら虚偽の設計変更理由を記載した事案もあった。

イ　工事の未完了を理由とする工事廃止について

災害復旧工事について、国は、原則としては災害の発生後３箇年度以内で必要な予算を措置することを求めているが、やむを得ない場合には、４箇年度以降についても、必要な予算措置をすることとしている。

広島県においても、災害復旧工事の工事完了目標期限を発災年から５年と定めており、平成３０年災の災害復旧工事については、原則として令和４年度中の工事完了を求めていた。

しかし、特に東広島支所管内では、令和３年に新たな災害が多く発生し、これに対する復旧工事も必要となったため、平成３０年災に対する復旧工事の進捗が遅れていた。令和４年時点で、同年度末までに遅れている工事を全て完了させることは困難であることが明らかになっていた。また、東広島支所においては、全ての復旧箇所について、災害復旧工事着手の前提となる請負契約が締結されていることを技術企画課から求められていた中で、一部の業者は、契約はしたものの、人員の不足などもあり、全ての工事を目標期限内に完了することが困難であった。

このような工事の進捗状況の遅れは、技術企画課でも掌握していた。

そのため、建設事務所では業者からの聞取りを重ね、期限内に工事完了が困難な一部の工事については、災害復旧事業としては工事廃止し、

必要なものについては県単独費により対応することを選択せざるを得なかった。

工事の一部の廃止は、設計変更協議の対象とされているが、設計変更により工事廃止が認められるのは、災害復旧工事を別途費で施工した場合、または査定後の状況の変化で施工の必要性がなくなった場合とされている。技術企画課は、人手不足などにより期限内に工事が完了しないことは設計変更理由としては認められないとの認識であり、この認識は、技術企画課の担当職員から建設事務所の担当職員に伝えられていた。

そのため、地元の反対という事実とは異なる理由が設計変更理由にあげられるようになった。

東広島支所管内の一部の地区では、３７件（事業）の設計変更理由が事実でないと認定されている。これらの設計変更の多くは、令和５年２月末および３月上旬の同一日に一斉に国へ申請されており、設計変更協議資料には、設計変更理由として、令和３年の豪雨災害により工期や工程が変更されたこと、事前に施行のために必要な借地について地権者に了解を得ていたものの、「長期に渡り復旧が進んでいなかったことから民間において土地利用を行うこととされており、関係地権者より継続的な立入が拒否された」ため廃工とするといった定型文が記載されている。

ウ　技術企画課と各建設事務所の関係について

各建設事務所は、査定段階では災害現場の確認が不十分であることを認識しており、工事実施の段階において設計変更により調整を行うことを想定していた。しかし、技術企画課の担当職員は、「査定の簡素化は提出書類等の簡素化を意味するに過ぎず、設計変更協議の対象となる理由には変更はない」という考え方、あるいは査定時からの状況変化がないと国は設計変更を認めない、という認識であった。

そのため、「査定を受けたときから設計変更ありきで査定を受けてきた経緯があるので、いざ設計変更するときにさらっとできるのかと思ったら、そういうわけではなく、ちゃんと理由を考えてくださいと言われた。」という発言があるように、技術企画課と各建設事務所との間では認識に食い違いが生じている。

建設事務所の担当職員に対するヒアリングでは、技術企画課の担当職員の具体的な指示に従って書類を作成したと述べる者もいる。ただし、技術企画課の担当職員に対するヒアリングでは、建設事務所の担当職員に対して虚偽でもよいから設計変更が通る理由を記載するよう指示したことを認める発言はない。

しかし、上記のように技術企画課と建設事務所との協議の中で、工事の実態に即した設計変更理由を示したところ、「そのような理由では国との協議が通らない」、「たとえば、このような理由が考えられないか」などと再考を求められ、国に対して設計変更を認めてもらうためには、真実ではなくても、技術企画課の意に添った資料を作成せざるを得ないとの判断に至った建設事務所の職員もいた。

令和３年度以降では、各建設事務所において経験や事例が蓄積されており、設計変更協議資料の作成を迅速に進めたいという意識も相まって、過去に当該事務所で設計変更が認められた事案や国との設計変更協議において認められた設計変更理由を技術企画課がまとめた「事例集」を参考にして、実態とは無関係に定型化された設計変更理由を記載するようになっていった。

建設事務所の担当職員は、国と協議するのは技術企画課の担当職員なので、技術企画課の担当職員の求める設計変更理由を記載せざるを得ないとの考え方であり、技術企画課の担当職員は、最終的に建設事務所から上がってきた設計変更協議資料を利用して国と折衝するにあたり、記載された設計変更理由が、国との協議において認められるものかどうかは確認するものの、それが真実であるかどうかについては確認しておらず、両者とも国との協議において設計変更が認められさえすればよい、との意識であったと思われる。

（２）虚偽の設計変更協議資料の作成の動機について

ア　職員のヒアリング結果

虚偽文書の作成の動機について、二次調査のヒアリング調査では、一次調査におけるヒアリング調査と同様、業務の多忙、災害査定の不備、予算上の制約、技術企画課の指導・指示又は示唆、職員の心理的負担及び経験不足又は勘違い等に加えて、下記のとおり、建設事務所の職員が工事完了目標期限内に工事を終わらなければならないというプレッシャーを感じていたこと、設計変更を通すために虚偽の設計変更理由を考える必要があったこと等の動機があげられた。

〔新たに二次調査における職員ヒアリングであげられた動機〕

（ア）工事完了目標期限内に工事を終わらせなければならないというプレッシャーを感じていたことを理由とするもの

・工事完了目標期限内に工事が終わらないので、建設事務所の方針として、何か対応しないといけない。

・令和４年度の初めから工事完了に向けた話があり、年末くらいに本当にできる工事箇所はどこかを最終確認し、受注者からできないと言われたところは廃工にした。

・平成３０年災については、最初は令和２年度までに災害復旧を終わるよう言われていたが、できなかったため、令和４年度まで延長となったが、それも無理という話をしていた。
・建設事務所の中で、工事廃止した箇所は、国費で工事をしていては間に合わないから、災害復旧事業としては工事廃止した上で、県単独費で工事するという方針が示されていた。
・予算の繰越ができないと言われ、年度内に終わらせないといけないので、工事箇所を減らして、業者ができる範囲でやるしかなかった。災害復旧事業で廃工にしたとしても、復旧が必要なところは、県単独費により対応することとしていた。
・工事完成率、進行管理は上の方から圧を感じた。比較表を作って、各建設事務所で比較されて、なぜ遅いのとか言われた。
・自分たちも本庁に対して期間内では終わらないというのは言っていたが、技術企画課から予算の事故繰はダメ、令和４年度で平成３０年災は終わらせると言われた。
・進捗管理１００％にするというのは、技術企画課から次長に来たのか、次長から課長に来たのか定かではないが、結構な圧はあったと思う。担当への圧はなかった。
・平成３０年災の災害復旧を目標期限内に完了させるために、かなりプレッシャーがあった。いつ終わるのかばかり聞かれた。工程管理のことを厳しく言われた。

（イ）設計変更を通すために必要があったことを理由とするもの

・期限内に工事が完了しないことは設計変更理由にならない。
・工期的に厳しいという理由は書けないと思った。
・廃工理由を地元とした内容は、技術企画課と相談し始めてから（その内容に）シフトした。工期を理由とした廃工は認められないと言われ、過去に廃工が認められた事例を示された。
・平成３０年災は、令和４年度末までに工事完了する方針があり、間に合わない工事箇所は廃工にせざるを得ず、廃工理由がないものは、設計変更を認めてもらうために地元の理由をベースに設計変更協議資料を作成せざるを得なかった。
・早期復旧（令和４年度末までに完了）のため県の単独費で実施するという理由では認められないと過去の設計変更協議の中で言われていた。
・抵抗感は正直あまりない。実際（工事は）やるからいいだろうくらい。ただ申請自体は厳しいから、理由はこれしかなかった。
・査定に通った以上は、実際は（地元の）許可をとってなかったとし

ても、とっていたという前提で詳細設計や工事に入るので、当時の考えをひっくり返そうとしたら、そういう理由の立て方になっていると思う。

・フラットな視点から見たときに、どんなに忙しかったとしても、施工できる状態で査定を受けたはずで、なぜ施工ができなくなったのかという事を技術企画課が説明しないといけない。前段として、施工ができたというのを説明しないといけない。

イ　ヒアリング結果及び真偽判定結果からの考察（工期を理由とする廃工事案について）

建設事務所は、県の方針に従って工事完了目標期限内に災害復旧事業を完了するため、期限内の完了が困難な工事については、災害復旧事業としては工事廃止して、県単独費により対応することとしたが、建設事務所の担当職員は、工期を理由とした廃工は設計変更理由としては認められないと考えていたため、やむを得ず、地権者の同意が得られなかった等の虚偽の設計変更理由を記載した設計変更協議資料を作成することとなった。

二次調査では、工事廃止を設計変更理由とする１１０件のうち８４件について、設計変更理由が事実でないと判定したが、これらの多くは、上記の事情によるものである。

上記の各事情からすれば、建設事務所の担当者は、建設事務所が工事完了目標期限内に災害復旧事業を完了するという県の方針を達成させるために期限内の完了が困難な工事を廃止することを決定したが、実際の理由では設計変更を通すことができないため、やむを得ず、虚偽の設計変更理由を記載した設計変更協議資料を作成したのであり、虚偽の設計変更協議資料の作成は、個人の資質や個別の建設事務所の問題ではなく、土木建築局全体の問題であると考えられる。

第３　虚偽文書作成の要因について

１　虚偽文書作成の要因

土木建築局における協議録が添付されていない設計変更協議についても、事実とは異なる理由で設計変更協議の申出をした事案が確認され、虚偽文書作成に至った背景・動機等については、上記のとおり、一次調査で指摘されたものに加えて、県が工事完了目標期限内に災害復旧事業を完了するという方針を掲げる中で、職員が方針を達成するため、やむを得ず虚偽の理由による設計変更協議の申出をしたことも明らかになった。

業務過多の中、手続に不慣れなまま、県の方針を達成するため、国の同意

という結果を得なければならないといった動機があったとはいえ、安易に内容虚偽の資料を作成・使用するといった不適正な行為に及んではならないことは言うまでもない。にもかかわらず、土木建築局の多くの職員が、そのような不適正な行為に及んでしまった要因としては、以下の点を指摘することができる。

（１）設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと

各建設事務所の工事の担当職員が設計変更概要書などの設計変更協議資料を作成して技術企画課の担当職員に提出する過程において、各建設事務所において各工事の担当職員を指導・監督すべき職員（課長、主幹、係長といった地位にある職員）がその内容を確認し、決裁するルールは定められていなかった。

また、技術企画課においても、担当職員が国に設計変更協議の申出をすることについては課長の決裁を経ているが、設計変更理由の内容の真偽に関して確認はされていなかった。

そのため、各工事の担当職員が作成した設計変更協議の申出資料は、各建設事務所及び技術企画課のそれぞれの担当職員を指導・監督すべき職員による確認を受けないまま、設計変更協議の資料として技術企画課の担当職員から国に提出されている。

（２）土木建築局の職員にコンプライアンスに関する知識及び意識が浸透していなかったこと

提出された資料及び調査チームによるヒアリング結果から内容虚偽の設計変更協議（設計変更理由）と判定したケースからすると、法令を遵守しなければならないという意識が土木建築局の組織全体に浸透しているとは到底考えられない。

多くの職員が、業務過多の中、国の同意を得なければならないといった動機で、安易に法令違反の行為に及んでおり、土木建築局の職員にコンプライアンスに関する知識及び意識が浸透していなかったことを要因の一つとして指摘をすることができる。

（３）組織としてのチェック機能が働いていなかったこと

内容が事実でないと判定した設計変更協議（設計変更理由）については、設計変更協議資料作成者の同僚、上司において、内容虚偽の公文書の作成ないし使用を止めることはできていない。

本来であれば確認すべき地位にある者において、内容の真偽を確認し、虚偽であれば不適正な行為として止めるべきであるにもかかわらず、それが全くできておらず、組織としてのチェック機能が働いていなかったことも要因の一つであると指摘することができる。

（４）組織として適切な打開策を検討できていなかったこと

県は、工事完了目標期限内に災害復旧事業を完了することを方針として掲げており、平成３０年災の災害復旧事業は、原則として令和４年度が工事完了目標期限であった。

そして、技術企画課は、各建設事務所における災害復旧事業の契約済数や完了工事数を議会等に定期的に数字で示しつつ、工事完了目標期限内に災害復旧事業の完了させるために、各建設事務所に対して進行管理を徹底するよう指導していた。

各建設事務所では、当該方針にしたがって、全ての工事箇所の契約締結を進めていった。しかしながら、資材不足や人員不足などの事情により、工事の進捗に遅れが生じており、令和４年時点で、目標期限内に工事を完成させることが困難な箇所が多数存在することが共通認識となっていた。

そこで、各建設事務所は、工事完了目標期限内に災害復旧工事を完了させるため、期間内に工事を完了させることが困難な事業を廃止し、県単独の事業として実施することにした。もっとも、工事廃止とするためには、先行して設計変更協議を申し出て国の同意を得なければならなかったが、各建設事務所においては、単に努力したが間に合わなかったという理由では国の同意は得られず、査定後の状況の変化が理由として必要だと考えられていたため、目標期限内に工事廃止とするために国の同意を得やすくする目的で虚偽の事実を設計変更理由として記載することが多数行われてしまっている。

土木建築局としては、工事完了目標期限内に災害復旧事業を完了するという県の方針が達成できないという事実を率直に受け止め、国と協議するなど組織として適切な打開策を検討すべきであった。

それにもかかわらず、土木建築局では、そのような組織的対応ができておらず、安易に設計変更協議を通すという形式的手続を重視した硬直な姿勢が、虚偽の設計変更理由を挙げての設計変更協議の申出に結びついた要因となっている。

２　まとめ

平成３０年災という未曽有の大規模災害からの復旧・復興に向けた対応等により職員が担う業務量が増加するなどの背景の中で、業務過多・時間的制約、技術企画課の指導・指示・示唆、工事完了目標期限内に工事を終わらせなければいけないというプレッシャーを感じたことなどの動機により、設計変更協議において国の同意を得るために、虚偽の協議録や設計変更協議資料などの虚偽文書の作成に及んだことが認められた。

そして、多数の虚偽文書が作成されることとなった要因としては、設計変更協議の申出について明確な決裁ルールが存在しなかったこと、土木建築局の職員にコンプライアンスに関する意識が浸透していなかったこと、組織としてのチェック機能が働いていなかったことに加え、四点目として、組織として適切な打開策の検討ができていなかったこと（特に廃工事案において顕著である。）を要因として指摘した。

以上